

第 4 6 6 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 8 年 3 月 4 日（金）

午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 8 年 3 月 4 日、第 4 6 6 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 4 名

1 番	宮 内 富 夫	8 番	山 口 純
2 番	三 輪 一 朝	9 番	石 野 光 市
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	小 林 博
4 番	志 水 正 幸	1 1 番	富 田 昭 市
5 番	松 岡 秀 人	1 2 番	釜 坂 道 弘
6 番	城 谷 英 之	1 3 番	高 井 國 年
7 番	北 山 孝 彦	1 4 番	難 波 靖 通

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 大 塚 謙 一 主 査 佐 野 允 保

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋 本 省 三	副 町 長	尾 崎 吉 晴
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	松 尾 成 史
会 計 管 理 者	萩 原 昌 美	総 務 課 長	山 下 健 介
企 画 財 政 課 長	福 永 聡	税 務 課 長	尾 崎 俊 也
地 域 振 興 課 長	近 藤 博 之	住 民 生 活 課 長	谷 岡 周 和
健 康 福 祉 課 長	三 木 雅 人	農 林 振 興 課 長	松 岡 伸 泰
ま ち づ く り 課 長	豊 國 明 仁	上 下 水 道 課 長	松 田 清 彦
社 会 教 育 課 長	大 塚 久 典	学 校 教 育 課 長	山 本 欽 也

1. 議事日程

第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸報告
第 4	報告第 1 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
第 5	報告第 2 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
第 6	報告第 3 号 議会の委任による専決処分の報告について（香福橋橋梁補修工事）
第 7	報告第 4 号 議会の委任による専決処分の報告について（福崎工業団地下水道面整備工事（第 2 工区））
第 8	報告第 5 号 議会の委任による専決処分の報告について（県指定文化財三木家住宅主屋保存修理工事）
第 9	議案第 1 号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条

			例の一部を改正する条例について
第 1 0	議案第 2 号		企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 1	議案第 3 号		福崎町職員定数条例の一部を改正する条例について
第 1 2	議案第 4 号		職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 3	議案第 5 号		福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 4	議案第 6 号		福崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
第 1 5	議案第 7 号		福崎町行政不服審査会条例の制定について
第 1 6	議案第 8 号		行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第 1 7	議案第 9 号		福崎町手数料条例の一部を改正する条例について
第 1 8	議案第 1 0 号		福崎町観光振興基金条例の制定について
第 1 9	議案第 1 1 号		福崎町町税条例等の一部を改正する条例について
第 2 0	議案第 1 2 号		福崎町生活科学センター条例の制定について
第 2 1	議案第 1 3 号		福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第 2 2	議案第 1 4 号		福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
第 2 3	議案第 1 5 号		福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について
第 2 4	議案第 1 6 号		福崎町空家等の適正な管理に関する条例の制定について
第 2 5	議案第 1 7 号		福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第 2 6	議案第 1 8 号		福崎町下水道事業基金条例の制定について
第 2 7	議案第 1 9 号		福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第 2 8	議案第 2 0 号		福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第 2 9	議案第 2 1 号		福崎町総合戦略について
第 3 0	議案第 2 2 号		平成 2 7 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）について
第 3 1	議案第 2 3 号		平成 2 7 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 3 2	議案第 2 4 号		平成 2 7 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 3 3	議案第 2 5 号		平成 2 7 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 3 4	議案第 2 6 号		平成 2 7 年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 3 5	議案第 2 7 号		平成 2 7 年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 3 6	議案第 2 8 号		平成 2 7 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
第 3 7	議案第 2 9 号		平成 2 7 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について

第 3 8	議案第 3 0 号	平成 2 8 年度福崎町一般会計予算について
第 3 9	議案第 3 1 号	平成 2 8 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
第 4 0	議案第 3 2 号	平成 2 8 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
第 4 1	議案第 3 3 号	平成 2 8 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について
第 4 2	議案第 3 4 号	平成 2 8 年度福崎町水道事業会計予算について
第 4 3	議案第 3 5 号	平成 2 8 年度福崎町工業用水道事業会計予算について
第 4 4	議案第 3 6 号	平成 2 8 年度福崎町下水道事業会計予算について
第 4 5	議案第 3 7 号	福崎町道路線の廃止及び認定について
第 4 6	発議第 1 号	福崎町議会基本条例の一部を改正する条例について
第 4 7	請願第 1 号	「衆議院の小選挙区制を廃止し抜本的な選挙制度改革を求める意見書の提出」に関する請願

1. 本日の会議に付した事件

第 1	会議録署名議員の指名	
第 2	会期の決定	
第 3	諸報告	
第 4	報告第 1 号	議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
第 5	報告第 2 号	議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
第 6	報告第 3 号	議会の委任による専決処分の報告について（香福橋橋梁補修工事）
第 7	報告第 4 号	議会の委任による専決処分の報告について（福崎工業団地下水道面整備工事（第 2 工区））
第 8	報告第 5 号	議会の委任による専決処分の報告について（県指定文化財三木家住宅主屋保存修理工事）
第 9	議案第 1 号	福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 0	議案第 2 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 1	議案第 3 号	福崎町職員定数条例の一部を改正する条例について
第 1 2	議案第 4 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 3	議案第 5 号	福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 4	議案第 6 号	福崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
第 1 5	議案第 7 号	福崎町行政不服審査会条例の制定について
第 1 6	議案第 8 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第 1 7	議案第 9 号	福崎町手数料条例の一部を改正する条例について
第 1 8	議案第 1 0 号	福崎町観光振興基金条例の制定について
第 1 9	議案第 1 1 号	福崎町町税条例等の一部を改正する条例について
第 2 0	議案第 1 2 号	福崎町生活科学センター条例の制定について

第 2 1	議案第 1 3 号	福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第 2 2	議案第 1 4 号	福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
第 2 3	議案第 1 5 号	福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について
第 2 4	議案第 1 6 号	福崎町空家等の適正な管理に関する条例の制定について
第 2 5	議案第 1 7 号	福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第 2 6	議案第 1 8 号	福崎町下水道事業基金条例の制定について
第 2 7	議案第 1 9 号	福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第 2 8	議案第 2 0 号	福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第 2 9	議案第 2 1 号	福崎町総合戦略について
第 3 0	議案第 2 2 号	平成 2 7 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）について
第 3 1	議案第 2 3 号	平成 2 7 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 3 2	議案第 2 4 号	平成 2 7 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 3 3	議案第 2 5 号	平成 2 7 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 3 4	議案第 2 6 号	平成 2 7 年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 3 5	議案第 2 7 号	平成 2 7 年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 3 6	議案第 2 8 号	平成 2 7 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
第 3 7	議案第 2 9 号	平成 2 7 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について
第 3 8	議案第 3 0 号	平成 2 8 年度福崎町一般会計予算について
第 3 9	議案第 3 1 号	平成 2 8 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
第 4 0	議案第 3 2 号	平成 2 8 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
第 4 1	議案第 3 3 号	平成 2 8 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について
第 4 2	議案第 3 4 号	平成 2 8 年度福崎町水道事業会計予算について
第 4 3	議案第 3 5 号	平成 2 8 年度福崎町工業用水道事業会計予算について
第 4 4	議案第 3 6 号	平成 2 8 年度福崎町下水道事業会計予算について
第 4 5	議案第 3 7 号	福崎町道路線の廃止及び認定について
第 4 6	発議第 1 号	福崎町議会基本条例の一部を改正する条例について
第 4 7	請願第 1 号	「衆議院の小選挙区制を廃止し抜本的な選挙制度改革を求める意見書の提出」に関する請願

1. 開会及び開議

議長 皆さん、おはようございます。
第 4 6 6 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

す。

朝夕はまだまだ寒い日が続いておりますが、寒暖の差が大きく、体調不良には十分気をつけていただきたいと思います。

反面、日中は日ごとに日脚が延び、梅もほころび、春の兆しを感じられる好季節となってまいりました。議員の皆様におかれましては、早朝からご参集をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本定例会に提案されます案件は、報告第1号から第5号までの5件、議案第1号から第37号までの37件、委員会提案議案が1件、議員提案の請願1件の合計44件であります。

平成28年度予算など、いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は、14名でございます。定足数に達しております。

よって、第466回福崎町議会定例会が、成立したことを宣告いたします。

また、本日の会議は欠席者ゼロでございます。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから、第466回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。
- 会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名をいたします。
- 5番、松岡秀人議員
- 11番、富田昭市議員
- 以上の両議員をお願いをいたします。

日程第2 会期の決定

- 議長 日程第2は、会期の決定であります。
- 会期の決定の件を議題といたします。
- 去る2月26日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆様のお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から3月28日までの25日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、会期は本日から3月28日までの25日間といたします。

日程第3 諸報告

- 議長 日程第3は、諸報告であります。
- まず、第465回定例会閉会后、本日までの議会活動については、事務局に報告をさせます。

事務局 議会活動報告をいたします。

報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。

1月28日、兵庫県民会館において、兵庫県町議会議長会正副会長会議が開かれ、議長が出席いたしました。

2月2日、大会議室において、神崎郡町村議会議長会全議員研究会が開催され、議長ほか各議員が出席いたしました。

2月17日、兵庫県民会館において、兵庫県町議会議長会評議員会議が開催され、議長が出席いたしました。

3月3日、すみよしの郷において、福崎町社会福祉協議会理事会が開催され、議長が出席いたしました。

3月3日、文化センターにおいて、老人大学修了式・閉講式が開催され、副議長が出席いたしました。

その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

議長 以上で議会活動報告を終わります。

また、陳情書及び例月出納検査の報告書が議長宛に提出されており、その写しを配付しております。

続いて、申し出により行政報告を行います。

副町長 各課からの行政報告をさせていただきます。

総務課です。嘱託職員・臨時職員の採用試験について、第1次試験を1月26日に、第2次試験を2月9日に実施し、採用結果を2月15日に通知しました。また、応募者が採用人数に満たなかった職種については、追加募集を行いました。が、応募はありませんでした。

次に、選挙管理事務についてですが、選挙人名簿定時登録者数は3月1日の基準日現在、男子7,411人、女子8,111人、計1万5,522人となっています。前回の12月基準日より12人の減となっています。

企画財政課です。1月28日に第4回福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議を開催し、福崎町総合戦略の案がまとまり、今議会に提案しています。

また、国の補正予算で創設された地方創生加速化交付金に、辻川界限観光拠点づくり事業と、特産もち麦を核とした地域ステップアップ事業の二つの事業を申請しました。今後も第5次総合計画及び総合戦略の実現に向けた取り組みを進めます。

税務課です。平成27年分所得の確定申告相談を各自治会の公民館等で2月15日から実施しています。申告期限は3月15日となっています。

徴収対策については、主に現年度分や滞納のある納税者を対象に、3月中に一斉催告文書を送付します。4月に行う電話催告、夜間臨戸徴収と合わせて、出納閉鎖に向けて現年徴収率の確保を目指します。

地域振興課です。自律（立）のまちづくり交付金事業は、今年度も32自治会で取り組まれました。明日、3月5日に自治会活動発表会を開催し、12団体から活動状況等の報告をしていただく予定です。

第2回全国妖怪造形コンテストは、11月に造形の専門家など13名の審査委員による写真審査を経て入選作品が決定し、作品の提供を受けました。これらの入選作品については、役場1階ロビーにおいて展示しています。

住民生活課です。福崎町消防団出初式が1月10日、福崎東中学校で開催され、消防団員456名が参加、規律ある入場行進や田尻分団、東大貫分団、駅前分団による華麗な初放水が披露されました。

春期全国火災予防運動が３月１日から７日まで実施されています。期間中、夜間広報を行っています。

２月２８日には、消防団による防火パレードを実施しました。

健康福祉課です。食育の推進については、１月２９日に第２回食育推進委員会を開催し、平成２７年度の取り組み状況の説明や、第２次食育推進・健康増進計画の素案をお示しし、３月の完成を目指し協議いただきました。

介護保険事業では、地域密着型サービス事業予定者の応募を１月末で締め切り、介護保険運営協議会での審査、協議を経て、３月下旬には事業者を決定する予定です。また、１月２５日に生活支援協議体を立ち上げ、コーディネーターを設置し、サービス提供体制づくりに着手しました。要支援者と高齢者の生活ニーズに地域全体で応えるため、多様な主体間の情報共有や連携、協働によるサービスや資源開発等を推進します。

消費税引き上げに伴う低所得者を対象にした臨時福祉給付金につきましては、町広報掲載や個別勧奨などの周知を行い、２月２９日まで申請を受け付けました。

農林振興課です。１月２４日、もち麦の可能性を考えるフォーラム・パート３がエルデホールで開催されました。約２３０人が参加され、もち麦スイーツレシピコンテスト表彰式の後、「もち麦でみんな元気、もち麦で体調管理」という演題で小林メディカルクリニック、小林暁子委員長による講演が行われ、その後、もち麦スイーツバイキングをご賞味いただきました。

１月２６日、中播磨地域で多面的機能支払制度に取り組んでいる団体を対象に、エルデホールで研修会が開催され、約２１０人が参加されました。地域資源保全管理構想の策定を初め、優良事例報告や獣害防止柵の設置、水路の補修技術について学びました。

２月２４日、福崎町地域農業再生協議会主催の農業政策に関する合同研修会が、文化センター小ホールで開催されました。農会長、営農組合員、認定農業者、農業委員など約７０名が参加され、「農政新時代、努力が報われる農業の実現について」という演題で、講演を受けました。

まちづくり課です。福崎駅利用者の利便性向上と駅へのアクセス強化を目的として、駅前広場アクセス道路、駐車場、観光交流センターなどの整備を５カ年計画で進めています。地権者を初め、関係者の皆様のご協力の下、用地買収の促進を図り、交通広場の仮設工事を進めています。駅から北側では、物件の撤去が完了しました。引き続き、県と調整を図りながら、整備を進めていきます。

また、駅周辺の通行の安全や歩行空間を確保するため、馬田山崎線の道路改良工事を実施していますが、３月末には計画間の整備が完了する予定です。

香福橋補修工事では、利用者の皆様には交通規制でご不便をおかけしています。一日でも早く交通規制の解除ができるよう、工事を進めています。

内水対策事業では、イマ谷池雨水貯留施設改修と下流水路工事を行っています。また、高橋ハス池下流水路の詳細設計を実施しています。

上下水道課です。水道部門では、工業団地の上水道、工業用水道老朽管更新工事を継続的に進めるとともに、福田水源地の年度内完了により、安全・安心な水道水を安定して供給するよう努めてまいります。

下水道部門では、工業団地の面整備工事が完了し、コンプラ施設の公共下水道統合に向けた準備も進んでいます。

また、川すそ雨水幹線の用地買収を継続して進めるとともに、福崎駅周辺整備と合わせた駅東雨水幹線整備に向けて取り組んでいます。

学校教育課です。田原小学校体育館建設工事はほぼ完了しており、３月１２日

に竣工式をとり行います。

小学校生活から中学校生活へスムーズに移行し、中１ギャップを解消することを目的として、小学校６年生の中学校への一日体験入学を２月１０日に実施しました。

社会教育課です。平成２７年度老人大学修了式を３月３日に文化センターで行いました。

平成２７年度福崎町スポーツ功績賞、文化功績賞、吉識雅夫科学賞並びに柳田國男ふるさと賞の伝達式を３月５日に行います。１０名の方が受賞されます。

福崎町男女共同参画基本計画は、素案の策定まで進んでおり、３月１０日に最終の策定委員会に諮る予定です。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

議長 次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、報告第１号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）から、請願第１号、「衆議院の小選挙区制を廃止し抜本的な選挙制度改革を求める意見書の提出」に関する請願までの４４件を議題といたします。

これより、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町長 皆さん、おはようございます。

第４６６回福崎町議会定例会にご参加いただきまことにありがとうございます。

三寒四温を繰り返しながら、木々は花の芽を吹き始め、日ごとに春の訪れを感じる季節となりました。月日のたつのは速く、私が町長に就任してから早くも２カ月半が過ぎ、この間、目まぐるしい日々を過ごし、公務に対応してまいりました。幸いにも１２月定例議会で副町長の選任の承認をいただきました。

世界情勢に目を向けると、中国経済や中東問題、原油安など世界経済は不透明感を増しており、年初来の株安など日本の景気回復への悪影響が懸念されます。さらに、欧州諸国に引き続き、我が国においても日銀が円高やデフレの回避策としてマイナス金利政策に踏み切りました。

春闘におきましては、景気見通しの不透明さから、ベースアップではなく一時金での要求など、デフレ脱却のための賃上げについても難航が予想され、大変厳しい経済状況であると言わざるを得ません。

また、我が国はこれまで経験したことのない人口減少・超高齢社会を迎えており、誰もが先を見通せない状況にあります。

このような状況のもと、私の町長就任後最初の予算編成となる平成２８年度予算は、「継承と発展」、「創意と工夫」で輝く町を築いていくための重要な予算であります。

その内容も第５次総合計画の実現、総合戦略の推進、そして町制施行６０周年という節目の年を祝い、福崎町のさらなる発展を目指すものとなりました。

予算編成に当たっては、私の選挙公約を含め四つの柱を重点に予算を配分し、一般会計で９５億３，０００万円と、前年度に引き続き積極的な予算といたしました。また、介護保険の地域包括ケアシステムの構築、国民健康保険制度の改正及び下水道事業の公営企業会計化などに対応した執行体制を整えてまいります。

一つ目の柱である、福崎駅周辺整備につきましては、関係者のご理解とご協力によりまして順調に用地交渉が進んでおります。みなと銀行は駅前に残っていただけのように強く要望をしております。また、社会実験として西部工業団地へのシャトルバス運行、都市再生整備計画事業として、旧辻川郵便局の保存活用を図るための解体や、辻川界限の空き店舗を活用した交流拠点づくりにも取り組んでま

います。これら駅周辺整備関連事業に１９億円を超える多額の予算を配分し、早期完成を目指します。

二つ目の柱である子育て支援につきましては、乳幼児・こども医療費助成事業は中学３年生までの所得制限を撤廃し、学童保育園は午後７時まで開園時間を１時間延長いたします。また、国や県の制度に歩調を合わせ、低所得者の保育料軽減事業などに取り組みます。

平成２７年国勢調査人口は速報値ではありますが、１万９，７４５人となり兵庫県全体では５万１，０００人減少する中で、本町は８５人の微減で全市町の上位から１１番目、１２町の中では、播磨町、太子町、稲美町に次ぐ、４番目となりました。これは本町が行ってきた子育て支援策や福祉施策の成果であると考えており、これらを継承し、さらに発展させてまいります。

三つ目の柱は安全・安心のまちづくりあります。防災・減災対策につきましては、第１体育館の耐震改修工事に取り組みます。３月補正予算に計上しています文化ゾーン駐車場・防災倉庫整備とあわせ、地域防災計画の避難所としての機能を充実させます。

また、西谷地区の急傾斜地崩壊対策事業や、県の総合治水条例に基づく七種川の整備、イマ谷池から松山川、高橋ハス池、国道３１２号の冠水対策、市川の駒ヶ岩周辺の土砂撤去、里山防災林整備事業などを、県と連携して引き続き推進してまいります。

四つ目の柱は地方創生であります。人口維持と地域の活性化のための取り組みを進めてまいります。国の支援もこれまでのように交付金が一定のルールで配分されるものではなく、先駆性のある取り組みを支援する、まさに地方の創意と工夫が求められています。３月補正予算では、地方創生加速化交付金事業に積極的に取り組むべく、２事業を計上しています。

また、本議会に提案しております総合戦略は、推進会議等の意見をお聞きしながら、人口維持と地域活性化のための四つの基本目標を中心に取りまとめました。この戦略には、平成３１年度までに取り組むべき政策、施策を掲げ、ＰＤＣＡサイクルに基づき毎年度見直ししながら戦略の実現を目指してまいります。庁内の推進体制につきましても各課が連携して地方創生の取り組みを進めてまいります。

主な地方創生の取り組みとして、広域連携では、播磨連携中枢都市圏の８市８町の連携事業を中心に進めてまいります。その中でも図書館の相互利用では、連携市町の中では福崎町立図書館の町外の方の登録数が最も多く、蔵書の充実や図書館応援隊の活躍により、利用しやすい図書館のイメージが定着しているためだと考えており、一層の取り組みを進めてまいります。

空き家対策につきましては、空家管理条例による危険な空き家等の適切な指導と、空家バンクによる利活用を進めるほか、市街化調整区域では、特別指定区域制度により地縁者住宅区域の見直しや新規居住者区域の設定を進めるなど、緩やかな都市計画の見直しで人口維持を図ってまいります。

男女共同参画の推進につきましては、役場の女性職員の管理・監督職への登用を進めてまいります。

自治会からの要望も踏まえ、地域を取り巻く環境を少しでもよくしていきたいとの思いから、自律（立）のまちづくり交付金事業は３年間の延長を図ってまいります。また、自治会単位の行政懇談会を３年間で実施し、住民の声にも耳を傾けてまいります。

平成２８年度に取り組む各課ごとの主な事業は次のとおりであります。

総務課では、女性の持つ豊かな感性や生活体験を通じた視点による率直な意見、

提言を町政に反映させるため、女性委員会の活動を引き続き進めてまいります。

職員につきましては、時代の変化やニーズに対応した政策形成能力を高めるため、各種研修機関での研修や県との人事交流の充実に努めてまいります。

本年度は町制施行60周年の年を迎えます。先人の功績に感謝するとともに町政のさらなる発展を願い記念事業を展開してまいります。

5月3日に記念式典を挙げるほか、NHKの上方演芸会、銀の馬車道人情喜劇の公演や田園アートなど年間を通じて「冠」事業を開催し、節目の年を祝います。

企画財政課では、新たに創設される地方創生のための新型交付金を活用するため、地域再生計画の策定を進めてまいります。

福崎駅周辺整備など大型事業を進める一方で、中長期的な見通しを念頭に置きながら引き続き行政改革大綱の改定に取り組み、安定的な財政運営に努めてまいります。

また、公共施設等総合管理計画の策定や、新公会計制度の導入、情報セキュリティ対策などに取り組みます。

税務課では、各税目ごとの課税客体の的確な把握に努めます。個人住民税、国民健康保険税では未申告者には申告催告を行い、未申告率の減少を目指します。法人住民税、償却資産に係る固定資産税では税務署調査を行い、適正な申告を目指します。また、平成30年度からの個人住民税の特別徴収義務化に向けて準備を進めてまいります。

滞納管理システムを活用し、業務の効率化を図るとともに、税の公平性の確保に向け財産調査・納税相談等を継続して行い、滞納者の生活実態の把握に努めながら適正な滞納整理を行います。債務承認・分納誓約の徴取などにより時効の中断を図りながら、差し押さえ・換価などの滞納処分を行うことにより収納率の向上に努めます。また、滞納整理対策委員会におきましても、関係課と連携を図りながら、引き続き滞納整理に取り組んでまいります。

地域振興課では、福崎まつりや辻広場まつりを開催し、参画と協働による地域の活性化に取り組むとともに、柳田國男の著書にちなんだ妖怪をテーマとした第3回妖怪造形コンテストを実施し、「福崎町と柳田國男」を全国に発信します。

自律（立）のまちづくり交付金事業は、新たに3年間の実施要綱を制定し、自治会の知恵と工夫を生かした活動を通して、地域のつながりや自律（立）の力が生まれるよう引き続き支援してまいります。

商工業振興では、福崎町商工業振興基本条例の理念に即して、福崎町商工会と連携を密にし、「なっ得商品券」の発行や町制度融資による支援、産業活性化緊急支援事業に加えて、新たに創業支援事業計画を策定するなど中小・小規模事業者の支援に取り組みます。

特産もち麦につきましては、兵庫県や商工会など関係団体と連携した産地振興や販売拡大など普及促進に取り組んでまいります。もちむぎのやかたでは利用者の要望を踏まえて座敷を椅子席に改修し、おもてなしの向上を図ります。

観光振興では、観光PR動画を活用しながら、ホームページやフェイスブックなどで観光スポットの情報発信に取り組み、観光客の誘致と利便性の向上を図ります。

住民生活課では、通学路の安全性の向上や防犯対策として防犯灯を増設していくほか、町が管理している既設の防犯灯のLED化を3年間で進め、経費節減に努めます。

老朽化している駅前団地につきましては、福崎町公営住宅等長寿命化計画に基

づき、平成30年度からの建て替えに向け基本設計を行います。

町営住宅の家賃滞納者につきましては、引き続き滞納整理対策委員会で協議しながら滞納家賃の減少に努めます。

ごみの減量化・資源化につきましては、広報誌やホームページを活用し、啓発活動を行うとともに、集団回収への積極的な協力や生ごみ減量化機器の利用を推進します。

近年の自然災害を踏まえ、防災力強化と減災を図るため防災資機材の充実と自主防災組織の育成強化に努めます。

また、職員を対象に大規模災害を想定した図上訓練を実施いたします。

健康福祉課では、民生委員・児童委員の改選の年となっており、12月から新しい体制で福祉施策に取り組んでいただきます。

臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましては、消費税引き上げに伴う臨時的措置や、賃金引き上げが及びにくい低年金受給者への支援のため、低所得者を対象に1人当たり最高3万3,000円を支給します。

保健・医療・福祉の全般にわたる制度等の情報源として、サービスのしおり「福崎町の福祉」を改訂し、全戸配布します。

子育て世代包括支援センター事業では、保健センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築を図ります。

食育の推進につきましては、もち麦の活用等福崎町の特性を生かしながら、健全な食生活の実践等を推進していきます。

また、肥満率の高い小学生を対象に、保護者を含め学童肥満予防教室を開催し、家族ぐるみで健康生活の実践を目指します。

成人保健事業では、特定健診やがん検診の受診率向上を図るため、3月下旬に世帯ごとに案内と申込書を郵送し、受診勧奨を行います。

国民健康保険事業では、平成30年度に県が財政運営の責任を担う主体となるための準備や協議を進めます。

介護保険事業につきましては、平成29年度から始まる要支援者の地域支援事業への受け入れが速やかに実施できるよう、生活支援協議体による介護予防・生活支援サービスの整備や、認知症の方への早期対応のため、初期集中支援チームの始動や徘徊対策として認知症高齢者徘徊見守り事業を実施します。

農林振興課では、農業委員会は、法律改正により委員の選出方法が公選制から市町村長の選任制に変わります。また、認定農業者の選任や農地利用適正化推進委員の新設など、福崎町に合った組織づくりを目指します。

農政関係におきましては、引き続き経営所得安定対策を進めるとともに、日本型直接支払制度における農業の持つ多面的機能の維持を図ります。農地のフル活用で、主食用米だけでなく、麦・大豆など土地利用型作物を推進するとともに、地産地消を意識した安全安心な野菜の作付も進めます。また、中間管理機構の活用により、担い手や営農組織への農地の集約化を進めてまいります。

各集落におきまして、5年後、10年後の地域の農業がどうあるべきか、地域のみんなで考え取り組んでいただく「人・農地プラン」の策定を、さらに推進します。

福崎町特産のもち麦につきましては、もち麦産地振興協議会による「もち麦の可能性を考えるフォーラム」や大学との連携などを通して、もち麦の健康機能性を生かしたブランド戦略を進めてまいります。

農地基盤整備では、高岡・福田地区などほ場整備事業について、引き続き推進

します。

ため池整備事業では、震災対策として、桜上池、板坂三谷池、山崎直谷池について、順次防災減災事業を進めてまいります。

有害鳥獣対策は、防護柵設置の推進とともに、地元集落や農業者協力のもと猟友会による捕獲体制の強化を図ります。

国土調査では、山林の地籍調査を引き続き推進します。

まちづくり課では、福崎駅周辺整備事業では駅前広場、アクセス道路などの整備を引き続き推進します。

また、福崎駅田原線につきましても、馬田山崎線までの整備に着手します。

総合計画改定や都市計画道路網変更などを適正に反映するため、都市計画マスタープランの改定、市街化調整区域の将来の土地利用を定める土地利用計画の見直し、県条例改正に伴う特別指定区域制度の見直しを進めます。

また、まちづくりの観点から居住機能及び都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な計画となる立地適正化計画の策定を行います。

空き家対策については、空き家の倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止するとともに、良好な生活環境の保全を図るため「空家等の適正な管理に関する条例」に基づく取り組みを行います。

また、空き家情報を提供する「空家等情報バンク」により空き家の利活用を図ります。

長寿命化修繕計画に基づき七種橋歩道橋他4橋の補修設計業務と70橋の定期点検を実施します。

総合治水対策では、高岡・福田地区のイマ谷池下流水路整備及び高橋地区の高橋ハス池下流水路整備を引き続き進めてまいります。

上下水道課では、水道部門は、工業団地内の老朽管更新工事を継続して進め、福田水源地に整備した高度浄水施設を適正に管理し安全で安心な水道水を安定して供給するよう努めます。

また、財政計画の策定により、経営コストの低減や経営の効率化を図りつつ、料金水準の適正化などによる経営基盤の強化に取り組めます。

下水道部門は、工業団地面整備工事の舗装復旧を進めるとともに、駅東雨水幹線や川すそ雨水幹線の整備を推進します。

また、公営企業会計への移行により、経営の健全性や計画性、透明性の向上を図り、安定した経営を目指します。

学校教育課では、公立幼稚園4園及び私立こども園2園の幼保連携型認定こども園により、就学前保育・教育の充実に取り組みます。

保育料につきましては、国の施策による新たな低所得者対策に取り組むとともに、多子世帯保育料軽減事業の対象者拡大及び新たな第2子保育料軽減事業に取り組めます。

学童保育園は、実施時間を1時間延長し、午後7時までとします。

小・中学校に学校教育指導員、不登校指導員、学習支援員、介助員、スクールカウンセラー等を引き続き配置し、教育課題の解決に取り組めます。

幼小、小・中学校の連携により、小1プロブレム、中1ギャップへの対応の取り組みをさらに進めるとともに、中学校英語教師による小学生への英語授業に取り組めます。

児童・生徒の国際理解教育と小学校の英語活動を推進するため、ALT2名を継続配置するとともに、イングリッシュ・フェスティバルを開催し、英語への興味関心を高めていきます。

安全で安心な学校給食に努めるとともに、食育推進計画に基づき、児童・生徒の基本的な食生活・習慣・体づくりと、学校給食における地産食材の利用増進等により食育を推進します。

社会教育課では、第1体育館の耐震改修工事を実施し、利用者の安全確保、避難所としての利活用の強化を図ります。

さるびあドームでは、「ヴィッセル神戸」サッカークリニックを開催し、スケートボード場では、初心者向け講習会を開催します。

兵庫県指定文化財大庄屋三木家住宅は、表門等の復元工事、消防設備整備工事を実施し、平成29年度の主屋公開を目指し展示資料や備品の整備を進めます。

第37回山桃忌は町制施行60周年を記念し、3日間に拡大して行います。講演会やシンポジウム、安芸高田の神楽上演により、「柳田國男生誕の地・福崎町」を広く発信するとともに日本と韓国の民俗学者による日韓学術交流会議を開催します。

柳田國男の功績を顕彰するために取り組んでいる柳田國男検定は、上級編を実施します。最高得点者には、遠野の旅を贈ります。

兵庫県の補助事業を活用し、辻川界限まちなみ美化事業として進めている「学問成就の道」整備工事を引き続き進めます。

図書館では、住民の情報文化の核として情報の収集・発信に努めるとともに、子どもたちに読書習慣が身につくよう各種事業を展開します。また、図書館応援隊活動を中心としたコミュニティ活動の活性化に取り組みます。

学校の支援事業として、「みんなで支える学校・みんなで育てる子ども」をテーマに、登下校の見守り、補充教室や土曜チャレンジ教室などの支援活動を引き続き実施します。

文化センターでは、各種講演会やセミナーを幅広い分野で実施し、生涯学習の拠点としての充実を図ります。秋まつりにあわせて行う文化講演会は、町制施行60周年を記念し、著名な講師を招いて集客力を高め、盛大に開催します。

エルデホールでは、3年計画で音響設備の更新を行います。また、エルデホール友の会の会員制度をPRし、集客アップに努めてまいります。

それでは、提出議案の概要について、説明をいたします。

報告は、議会の委任による専決処分 of 報告について、損害賠償の額を定める和解をすることなど5件であります。

議案は合計37件で、条例案件は福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてなど20件であります。

予算案件は、平成27年度福崎町一般会計補正予算（第4号）についてなど、補正予算8件、当初予算7件であります。

その他案件は、福崎町総合戦略についてなど2件です。総合戦略は本町の少子高齢化、人口減少に歯どめをかけるとともに、地域性を生かし、将来にわたって活力のある町を維持するための目標、政策の基本的方向性や施策を示す戦略を策定するものであります。

詳細説明は担当課長が行いますので、よろしくお願いをいたします。

議長 ただいま、町長から上程議案に対する概要の説明及び方針についての説明が終わりました。

これから議案番号順に、詳細なる説明を求めてまいります。議案によっては複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

日程第 5 報告第 2 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

農林振興課長 報告第1号の説明をさせていただきます。

事故の発生場所及び状況につきましては、報告第1号説明資料をご参照ください。

事故発生日は平成２７年１１月１６日、午後１時１０分ごろで、事故発生場所は福崎町福崎新２７０番地先です。人身事故相手方はオートバイを運転していた福崎町〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇氏で、物損事故の相手方はトラック所有者である宍粟市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏と運転手の伊丹市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏であります。

本件は、反対側車線を通行していたトラックの物損事故分の示談が成立したので、その報告に及ぶものであります。

また、続きまして報告2におきまして、オートバイ運転者との物損被害関係の示談が成立しておりますので、報告させていただきます。

事故の概要は、職員運転の車両が町道１７３号線から左折しようと国道３１２号へ進入した際に、国道を西進してきたオートバイの進行を妨げ、オートバイが車両右側後部に接触し、反対対向車線にはみ出して、反対側から東進してきたトラックにも接触し転倒したものであります。その際にトラックにも損傷を負わせたもので、損害賠償額は１０９万７、７６０円であります。

関係者の皆様に多大なご心配やご迷惑をおかけしていることをおわび申し上げます。

続きまして、報告第２号の説明であります。議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）、地方自治法第１８０条第１項の規定及び議会の権限に属する事項中、町長が専決処分することができる事項の指定により、交通事故、人身、物損における物損事故その２における損害賠償の額を定め和解することについて、次のとおり専決処分を平成２８年２月２２日にしたため、地方自治法第１８０条第２項の規定により、これを報告します。

事故の発生場所及び状況につきましては、報告１と同じでありますので、割愛させていただきます。

相手方は、福崎町〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇氏で、オートバイの物損損害分の示談が成立したので、報告するものであります。

なお、人身事故に係る示談につきまして、被害者は現在月 1 回の通院中であり

ます。首、肩、左手の指にまだ痛みを感じているとのことで、今後リハビリ主体の施設に通院しながら、改善を図るというふうに聞いておりますが、症状が固定して人身事故に係る示談に至るまではもうしばらく日数がかかりそうです。

損害賠償額は３１万８，２４７円であります。

関係者の皆様に多大な心配やご迷惑をおかけしていることを、重ねておわび申し上げます。

以上です。

日程第６ 報告第３号 議会の委任による専決処分の報告について（香福橋橋梁補修工事）

議長 日程第６、報告第３号、議会の委任による専決処分の報告について（香福橋橋梁補修工事）についてを議題といたします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

まちづくり課長 報告第３号、議会の委任による専決処分の報告は、香福橋橋梁補修工事について、請負業者、美樹工業株式会社と２月２５日に工事請負変更契約を締結しましたので、地方自治法第１８０条第２項の規定により、報告をするものでございます。

契約前金額に２４１万３，８００円を増額し、変更後の契約額を９，４５３万７，８００円としたものでございます。

変更内容につきましては、資料により説明をさせていただきます。報告第３号資料をごらんください。

資料右下の表に変更内容を、平面図、断面図にその位置を示しております。

番号①は構造物取り壊し工で、歩道部をフラット型に改修する計画とし、歩道路盤掘削で設計をしておりましたが、舗装を撤去したところ、路盤部がコンクリートであったため、コンクリートの取り壊し及び処分約４９立米を追加したもので、約１５５万円の増額です。

番号②アスファルト舗装仮復旧工では、先ほどのコンクリート取り壊し後、交通規制に伴い自転車、歩行者用通路の仮舗装２６７平方メートルを行ったことにより、約７０万円の増額です。

番号③塗装工処分工は、塗装塗り替え工において、第４径間の鋼桁において局部的に著しい腐食が見られていることから、塗装の塗り替えを行う計画で、既設の塗装の成分検査を行った結果、特別管理型廃棄物として処分することになり、運搬及び処分費で約１６万円の増額となったものでございます。

以上、報告第３号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第７ 報告第４号 議会の委任による専決処分の報告について（福崎工業団地下水道面整備工事（第２工区））

議長 日程第７、報告第４号、議会の委任による専決処分の報告について（福崎工業団地下水道面整備工事（第２工区））についてを議題といたします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

上下水道課長 報告第４号、議会の委任による専決処分について、地方自治法第１８０条第２項の規定により、報告させていただきます。

この報告は、福崎工業団地下水道面整備工事（第２工区）について、設計図書と現場の相違により、工事内容の一部を変更し、請負者、株式会社平野組と２月２２日付で工事請負変更契約を締結したことによるものです。

工事請負額は、変更前契約額 1 億 6 1 5 万 9 , 6 8 0 円に 3 9 7 万 4 , 4 0 0 円を増額し、変更後の請負金額を 1 億 1 , 0 1 3 万 4 , 0 8 0 円としたものです。

詳細については、資料により説明をさせていただきます。報告第 4 号資料をごらんください。

平面図と左下に変更した工事概要をお示ししております。

主な変更内容は、図面で既設埋設物等回避のため、経管路放線等変更や計画深さ等変更とお示ししている箇所において、計画放線や深さを変更するなど、開削工が約 3 1 0 万円の増、人孔 4 基の追加により、マンホール工が約 8 0 万円の増、取り付け管及び公共ます設置工が 1 カ所ふえているものの、設置位置の変更等により約 4 0 万円の減、現況確認により、舗装厚さの変更とお示ししている箇所、現況に合わせて舗装仮復旧を行ったことなど、附帯工が約 2 0 万円の減、工場出入り口の交通整理員の配置などにより、安全費が約 6 5 万円の増となっています。

以上、報告第 4 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 しばらく休憩をいたします。再開は 1 0 時 4 5 分といたします。

◇

休憩 午前 1 0 時 3 0 分

再開 午前 1 0 時 4 5 分

◇

議長 会議を再開いたします。

日程第 8 報告第 5 号 議会の委任による専決処分の報告について（県指定文化財三木家住宅主屋保存修理工事）

議長 日程第 8、報告第 5 号、議会の委任による専決処分の報告について（県指定文化財三木家住宅主屋保存修理工事）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を担当課長に説明を求めます。

社会教育課長 報告第 5 号、議会の委任による専決処分の報告につきまして、県指定文化財三木家住宅主屋保存修理工事の変更について、専決処分を行ったので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により、報告するものでございます。

県指定文化財三木家住宅主屋保存修理工事について、工事内容の一部を請負業者、株式会社神田組と 2 月 5 日付で変更契約したことによるものです。

変更前契約額から 1 7 0 万 4 , 0 0 0 円を減額し、変更後の契約額を 1 億 6 , 8 3 9 万 6 , 0 0 0 円としたものです。

変更内容につきましては、資料により説明させていただきます。報告第 5 号資料をごらんください。

石基礎工事では、延べ石、束石、庭飛び石の施工数量の再積算により 4 4 万 2 , 0 0 0 円の減額、木工事は加工組み立て木材量の再積算による増額と、構造補強に伴う増額で 1 9 3 万 9 , 0 0 0 円の増額、屋根工事は土居葺きの復元範囲の縮小に伴う減額と補足瓦の再積算による増額で 5 7 2 万 4 , 0 0 0 円の減額、左官工事は荒壁塗り、中塗り、上塗りの施工面積の再積算による増額と、たたき仕上げの床下中止による減額で 3 5 万 9 , 0 0 0 円の減額、建具工事では、建具補修、建具新設枚数の再積算により 2 0 6 万 5 , 0 0 0 円の増額、樋板金工事では、縦樋、軒樋、谷樋の施工数量の再積算により 6 4 万 1 , 0 0 0 円の増額、その他電気設備工事の減額、機械設備工事の増額と合わせまして、合計で 1 7 0 万 4 , 0 0 0 円の減額となったものでございます。

以上、報告第 5 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第 9	議案第 1 号	福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 0	議案第 2 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 1	議案第 3 号	福崎町職員定数条例の一部を改正する条例について
日程第 1 2	議案第 4 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 3	議案第 5 号	福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 4	議案第 6 号	福崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 7 号	福崎町行政不服審査会条例の制定について
日程第 1 6	議案第 8 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 9 号	福崎町手数料条例の一部を改正する条例について

議長 日程第 9、議案第 1 号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 1 7、議案第 9 号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

各案について、担当課長に説明を求めます。

総務課長 初めに、議案第 1 号、議案第 2 号について、説明を申し上げます。

この 2 議案は、平成 2 7 年 8 月の人事院勧告に係るものでございます。平成 2 6 年の人事院勧告は、7 年ぶりの年間給与増額となりましたが、2 7 年度の勧告も 2 6 年度に引き続き月例給、期末勤勉手当とも増額の勧告となり、2 年連続の増額となりました。人事院の給与勧告の骨子につきましては、議案第 2 号資料の 1 2 ページにお示ししているのでござんください。

福崎町では、国の人事院勧告にならい、月例給は公務員給与と民間給与との格差を埋めるため、行政職給料表を平均で 0. 4 % 引き上げますが、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置いています。

二つ目は、期末勤勉手当の引き上げでございます。0. 1 カ月の引き上げとなりますが、勤務成績に応じた給与の推進のため、勤勉手当に配分されています。

これらの勧告を踏まえて、条例改正をしようとするものです。

議案第 1 号資料 1 ページをござんください。新旧対照表で説明をさせていただきます。

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。期末手当として、条例第 4 条第 2 項の表中、1 2 月 1 日の基準日に 6 カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を 0. 1 カ月引き上げ、1 0 0 分の 2 1 2. 5 を、1 0 0 分の 2 2 2. 5 としますほか、それぞれの在職期間に応じた支給率も改め、公布の日から施行し、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

2 ページをお開きください。これは 2 8 年度以降の期末手当を定めようとするものです。

条例第 4 号第 2 項の表中、6 月 1 日の基準日に関しては、6 カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を 0. 0 5 カ月引き上げ、1 0 0 分の 1 9 2.

5を100分の197.5としますほか、それぞれの在職期間に応じた支給率も改めています。

また、12月1日の基準日に関しては、6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を、先ほど引き上げました100分の222.5から100分の217.5と、0.05カ月引き下げます。

なお、それぞれ在職期間に応じた支給率も改めています。

附則で、平成28年4月1日から施行するものでございます。

3ページをお開きください。議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございます。先ほどの特別職の条例改正と同様の改正内容でございます。期末手当として、条例第5条第2項の表中、12月1日の基準日に6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を0.1カ月引き上げ、100分の212.5を100分の222.5としますほか、それぞれ在職期間に応じた支給率も改め、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものでございます。

4ページをお開きください。これも特別職の条例改正と同様の改正で、28年度以降の期末手当を定めようとするものでございます。条例第5条第2項の表中、6月1日の基準日に関しては6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を0.05カ月引き上げ、100分の192.5を100分の197.5としますほか、それぞれ在職期間に応じた支給率も改めております。

また、12月1日の基準日に関しては、6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を先ほど引き上げた100分の222.5から100分の217.5と、0.05カ月引き下げます。

なお、それぞれ在職期間に応じた支給率も改めています。

附則で、平成28年4月1日から施行するものでございます。

なお、この改正によりまして、特別職、議会議員の期末手当の年間支給月数は4.05カ月から4.15カ月となります。

続きまして、議案第2号について、説明いたします。

資料は、議案第2号資料の1ページをお開きください。新旧対照表で説明をさせていただきます。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございます。

第4条の2第1項第2号の改正は、対象としている規則が不明確であったため、新しい管理者が定めるといたしました。

この改正は、平成28年4月1日から施行します。

第12条の改正は、平成28年4月1日から施行される地方公務員法の一部改正で、公務員制度改革の一環として、国家公務員に人事評価制度等が導入されたことに伴い、地方公務員についても同様の制度を導入しようとするものです。

改正内容については、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律と同様の内容としております。

この改正は、平成29年4月1日から施行いたします。

2ページをお開きください。

福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。条例第28条第2項第1号の改正は、勤勉手当の改正で、12月支給の勤勉手当を0.1カ月引き上げ、100分の75を100分の85に改めるものでございます。

第2号は再任用職員の改正でございます。

附則第12項の改正は、55歳を超える6級以上の職員も、勤勉手当を0.1カ月引き上げますが、1.5%削減することを定めているものでございます。

3 ページをお開きください。これは 6 ページまでわたっております。

別表第 1 第 7 条関係は、行政職給料表を改めるもので、若年層に手厚い引き上げとなっています。平均で 0.4 % の引き上げです。世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置いた改正となっております。

この改正は公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

7 ページをお開きください。

第 8 条の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行される地方公務員法の一部改正で法第 25 条第 4 項において、給料表には職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づく等級ごとの明確な給料額の幅を定めていなければならないとされ、同条第 3 項第 2 号で等級別基準職務表を給与に関する条例で定めることとされたことによる改正でございます。

第 28 条第 2 項第 1 号の改正は勤勉手当の改正で、6 月、12 月、勤勉手当をどちらも 100 分の 80 にするものでございます。

7 ページをお開きください。

同条の第 2 項第 2 号の改正は再任用職員の改正でございます。

8 ページをお開きください。

附則第 12 項は 55 歳を超える 6 級以上の職員は、勤勉手当について 6 月、12 月とも同率にし、1.5 % 減額する改正でございます。

別表第 2 を第 3 として、先ほどの第 8 条の級別基準職務表を加えました。

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

9 ページをごらんください。

第 28 条第 1 項の改正は、先ほど説明したとおりで、人事評価制度等を導入しようとするものです。

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

10 ページは、先ほど説明しました期末勤勉手当の改正をわかりやすくしたものでございます。

11 ページは、平成 28 年度からのものでございます。

今回の人事院勧告を踏まえて行う給与改定に伴う影響額は、特別職、町職員合わせて、年間で約 1,090 万円の増額となっております。

続きまして、議案第 3 号、福崎町職員定数条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

この改正は、福崎町下水道事業を地方公営企業法の規定に適用することから、企業関係職員の定数をふやし、また、各部局等の定数を適正な定数に改正し、あわせて条文整備を加えたもので、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものです。

それでは、議案第 3 号資料をごらんください。新旧対照表でございます。

第 1 条の改正は、企業関係職員の公営企業を追加し、一般職の規定を明確化するものでございます。

第 2 条第 1 項第 1 号では、町長部局の職員の数企業関係職員へ移行することによる減のほか、現状数から判断し、136 人を 100 人といたしました。

第 3 号では、選挙管理委員会の職員を 1 人から 3 人とし、第 5 号で監査委員の事務局の職員を 3 人、第 6 号で公平委員会の事務局の職員を 1 人と、それぞれ追加いたしました。

教育委員会の職員は第 5 号から第 7 号へ繰り下げ、48 人を 53 人に、企業関係職員は第 6 号から第 8 号に繰り下げ、10 人を 14 人といたしました。合計で 200 人を 170 人、併任は除くとし、同条第 2 項では、その併任を第 2 条第 1

項第3号の選挙管理委員会から、第6号の公平委員会の事務局の職員までとし、町長部局と議会の事務部局の職員が兼ねるといたしました。

同条第3項では、第1項の各部局の定数は、総定数の範囲内で調整できることを明記いたしております。

同条第4項では、職員定数には休職者、育児休業中の職員、派遣職員についてはこの定数には含まないことといたしました。

なお、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

議案第4号資料をお開きください。新旧対照表により説明をいたします。

第1条の改正は、地方公務員法の改正により、対象条文が繰り上がった形式的な変更でございます。

第8条の3第1項第2号の追加は、学校教育法の改正により、小学校から中学校の一貫教育を実施するための新たな学校の種類として、義務教育学校の制度が創設されたため、追加するものです。

特別支援学校の小学部の追加については、これは以前から対象になっていましたが、対象者が限られていたことから条文には記載がありませんでしたが、今回、義務教育学級が追加されたことで、対象外との誤解をされる恐れがあるため、あわせて追加をいたしております。

この条例は平成28年4月1日から施行し、経過措置については公布の日から施行することとしております。

続きまして、議案第5号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

この改正は、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が、平成28年4月1日施行されることに伴う改正です。

議案第5号資料をお開きください、新旧対照表により説明をさせていただきます。

労災保険の年金と厚生年金のどちらにも受け取る権利がある場合、労災年金は一部減額されるものの両方受け取ることができます。労災保険は、公務員では公務災害保険となりますので、同様の扱いとなります。その減額された年金額を算出するのに、調整率を乗じることとなります。

附則第5号の表中、傷病補償年金は公務災害保険の年金で、本来支給される年金額にこの数値を乗じたものが実際の支給額となります。あわせて、障害厚生年金等は全額支給されることとなります。

同条第2項の改正は、公務災害保険で休業補償と障害厚生年金等がどちらも受け取れる場合も同様に、この率が法施行令で改正されたことにより、条例を改正するものでございます。

なお、この改正は平成28年4月1日から施行をいたします。

続きまして、議案第6号、福崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、説明をいたします。

地方公務員法第58条の2第1項では、任命権者は毎年地方公共団体の長に職員の任用、給与、研修等の状況について、条例の定めるところにより報告しなければならないとされています。また、同条第2項では、公平委員会においても、毎年、業務の状況を報告しなければならないとなっており、同条第3項では、前2項の報告を受けたときは、条例の定めるところにより、毎年その内容を取りまとめ、公表しなければならないとしています。

そのことから、今回新たに条例制定し、広く町民に公表することにより、本町の人事行政の透明化を高め、その公正性の一層の確保を図ろうとするものでございます。

それでは、議案第6号をごらんください。1ページを開いてください。

第1条は、この条例の趣旨を定めており、地方公務員法第58条の2の規定によることをうたっております。

第2条は、任命権者は前年度の人事行政の運営状況を毎年6月末までに町長に報告しなければならないことを定めています。

第3条は、任命権者が報告しなければならない10項目を定めています。

第4条は、公平委員会は前年度の業務の状況を6月末までに町長に報告しなければならないことを定めています。

第5条は、公平委員会の報告事項について、定めています。

第6条では、町長は報告を取りまとめ、9月末までに公表しなければならないことを定めています。

第7条では、公表の方法を定めています。

第8条では、この条例の施行についての必要な事項は町長が定めるとしてあります。

議案第6条資料には、公表する内容について簡単に示しております。

この条例は、平成28年4月1日から施行をいたします。

続きまして、議案第7号、福崎町行政不服審査会条例の制定についてです。

議案第8号、第9号とも行政不服審査法の改正に伴うものでございますので、初めに行政不服審査法の改正について、簡単に説明をいたします。資料は、議案第8号、7ページをお開きください。

行政不服審査法は、国や地方公共団体の公権力の行使に伴う処分に関し、国民がその行政庁に不服を申し立てる制度ですが、今回、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実、拡大の観点から、50年ぶりに改正されております。

平成26年6月13日に改正行政不服審査法が公布され、平成28年4月1日から施行されます。

行政不服審査法は、行政庁の違法または不当な処分、その他公権力の行使に関し、国民が不服を申し立てるための制度を定めています。

今回の大きな改正点は、一つ目として、審理員による審理手続の導入、旧法では審査請求の審理を誰がするのか特に定めはありませんでしたが、今回の改正で審査請求された事案に関与しない職員を審理員として定め、その審理員が審理の中心的な役割を果たすこととなりました。

二つ目として、行政不服審査会等への諮問手続の導入でございます。審査庁は審査請求に対し、その採決をするに当たっては、第三者機関に諮問し、判断の妥当性についてチェックを受けなければならないこととなりました。

三つ目、審査請求人の権利の拡充の観点から、審査請求人等は広く証拠書類の閲覧に加え、写しの交付請求権等が認められました。

四つ目、審査請求期間の延長でございます。処分を知った日から翌日の60日までの期間が3カ月まで延長されました。

五つ目、現行法では異議申し立てと審査請求と段階的に不服申し立てをすることになっていましたが、今回の改正で異議申し立てをなくし、審査請求に一元化し、一気に最上級行政庁に審査請求をすることができるようになりました。

このほかにも公正性の拡充や、国民の救済手段の充実等の観点から大幅な改正

がされております。

それでは、議案第7号について、説明をいたします。

議案をごらんください。1ページを開いてください。

議案第7号は、先ほどの改正点であったように、審査庁が審査請求の裁決をするに当たっては、原則、第三者機関に諮問することとなりました。この条例は、その第三者機関を福崎町行政不服審査会として設置しようとするものでございます。

第1条は設置の趣旨を、第2条は福崎町行政不服審査会を設置することを、第3条は委員の人数を、これは情報公開審査会に合わせ、5人以内といたしております。第4条では委員の委嘱、任期、補欠委員の任期、委員の守秘義務、委員の政治活動の制限等を定めています。第5条は会長について、第6条は会議について、第7条は条例で定めるもののほかで審議の手續に必要な事項は、会長が審査会に諮り定めるとしております。

この条例は、平成28年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第8号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

議案第8号は、行政不服審査法の改正に伴い、五つの関係条例を改正しようとするものでございます。

議案第8号資料1ページをお開きください。新旧対照表で説明をいたします。

福崎町固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。

第4条第2項第1号及び第2号の改正は、行政不服審査法で審査請求書の記入する事項が追加されたため、それにならうものでございます。

同条第3号、第4号、第5号は、第2号の追加による繰り下げでございます。

同条第3項のまたは居所については、第2項と同様でございます。

行政不服審査法施行令第3条第1項への改正は、引用条文が施行令に記載されることとなったことによるものでございます。

同条第6項の追加は、行政不服審査法施行令の改正にならうものでございます。

第6条第2項の改正は、行政不服審査法施行令の改正により、弁明書の提出がインターネット等を介した提出でも認めることとなったことによるものでございます。

同条第3項の改正は、第2号を繰り下げ、行政不服審査法の改正により、審査の全部を容認する場合でも、文書を送付する必要があるため、ただし書きを削っております。

同条第4項は、第3項の繰り下げでございます。

同条第5項の追加は、行政不服審査法の改正により、反論書の提出があった場合、町長に送付することになったことによるものでございます。

第11条の改正は、行政不服審査法の改正により、裁決の方式が新たに定められたため、これにならうものでございます。

3ページをお開きください。

福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。

議案第7号で説明いたしました、福崎町行政不服審査会の委員の報酬を定めるものでございます。報酬は委員会の性質により、日額で定め、他の委員会と同様に9,800円といたしました。

4ページをお開きください。

福崎町行政手続条例の一部改正です。

初めに、行政不服審査法の改正点で説明いたしましたとおり、審査請求、異議

申し立てが審査請求に一元化されたためによる改正でございます。

5 ページをお開きください。

第4条は福崎町情報公開条例の一部改正でございます。

この条例は、行政不服審査法の特別法に位置づけられることから、第19条第1項の改正は、行政不服審査法で新たに制度化された不作為についても、法から適用除外し、この条例で対応することを定めています。

行政不服審査法、平成26年法律第68号への改正は、法が全部改正で、法律番号が変わったため、引用法の形式的改正でございます。

第19条及び第21条中の「または決定」の削除は、行政不服審査法による不服申し立ては、審査請求に一元化されたことにより、裁決のみとなったための改正でございます。

第19条第1項第2号の改正は、同条第1項で不作為を対象としたことから、取り消し、変更に限らなくなったことによる改正でございます。

同条第2項の追加は、情報公開審査会へ諮問することから、行政不服審査会への適用をしないことを定めております。

6 ページをお開きください。

福崎町個人情報保護条例の一部改正です。

第26条の改正は、先ほど情報公開条例の改正と同様の改正で、行政不服審査法で新たに制度化された不作為について、個人情報保護に関連するものはこの条例で対応することを定めています。

行政不服審査法、平成26年法律第68号への改正は、先ほど説明いたしました、法が全部改正で、法律番号が変わったため、引用法の形式的改正となっております。

「裁決」への改正は、行政不服審査法の改正で、審査請求に一元化されたことにより、裁決のみとなったための改正です。

第26条第1項第2号の改正は、同条第1項で不作為を対象としたことから、取り消し、変更に限らなくなったことによる改正でございます。

第26条第1項第3号及び第4号の追加は、第2号の改正で訂正請求決定及び利用停止請求決定を削ったものを新たに規定するものでございます。

同条第2項の追加は、個人情報保護審査会へ諮問することから、行政不服審査会への適用をしないことを定めています。

なお、この五つの条例は、行政不服審査法の施行日と合わせ、平成28年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第9号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

この改正は、行政不服審査法の改正により、審査請求人の権利の拡充から審理に係る提出書類等が閲覧だけではなく、新たに写しの交付も可能となったことから、その写しの手数料を定める改正でございます。

それでは、議案第9号資料をお開きください。新旧対照表で説明をいたします。

第1条の改正は、この手数料条例が地方自治法第227条の規定だけではなく、行政不服審査法の規定に基づくものも対象にする改正でございます。

第3条の改正は、徴収時期の条項で、ただし書きで、町長が認める場合を規定していますが、行政不服審査法に関する提出書類等の写し等の交付にあつては、審理人や審査庁等に読み替えることを規定しています。

別表で、行政不服審査法に関する写しの交付については、情報公開条例の交付手数料にならない、1枚につき30円と規定いたしました。

この改正条例は、平成２８年４月１日から施行いたします。

以上、議案第１号から議案第９号までの９議案の説明とさせていただきます。
ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第１８ 議案第１０号 福崎町観光振興基金条例の制定について

議 長 日程第１８、議案第１０号、福崎町観光振興基金条例の制定についてを議題といたします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

企画財政課長 議案第１０号、福崎町観光振興基金条例について、ご説明を申し上げます。

春日山城の再築など、観光振興に役立ててほしいと５００万円の指定寄附金がありました。この寄附金の活用方法については、平成２８年度に地域の有志が自主的に勉強会を立ち上げ、春日山周辺整備の検討を行うと聞いており、これらの会のご意見を参考にするほか、多面的に検討をまいります。

この寄附金を福崎町の観光振興に有効に役立てるため、福崎町観光振興基金を造成いたします。

それでは、条例案に沿って、ご説明を申し上げます。

第１条は、設置の目的、第２条は積み立てでございますが、内容は冒頭申し上げたとおりでございます。第３条から第４条につきましては、基金の管理、運用等に関しての事項を規定しております。第５条は基金の処分を規定しております。基金を処分できる場合につきましては、本町の観光振興に必要な財源に充てる場合に限ると、春日山周辺整備に限定をせず、広く観光事業全般と定義をしております。第６条は繰り替え運用、第７条は委任の規定でございます。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上、議案第１０号の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第１９ 議案第１１号 福崎町町税条例等の一部を改正する条例について

議 長 日程第１９、議案第１１号、福崎町町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

税 務 課 長 議案第１１号、福崎町町税条例等の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の福崎町町税条例等の一部改正は、三つの条例を一括で改正しています。

一つ目は、第１条関係として、町税条例の一部改正、二つ目は、第２条関係として、同じく町税条例の一部改正、三つ目は、第３条関係として、国民健康保険税条例の一部改正です。

改正部分は、議案第１１号資料１ページから９ページまでの新旧対照表のとおりですので、ご参照ください。

第１条と第３条は、マイナンバーの関係です。税関係の申告、申請、届け出などの手続について、平成２８年１月１日以降は原則として個人番号または法人番号の記載を求めることになるため、これらの申請書の記載事項等に個人番号または法人番号を記載するよう、昨年１２月１５日の臨時議会で条例改正を提案し、議決をいただいたところです。

ところが、そのうちの一部について、番号の記載は不要との方針転換が１２月

18日付で国において決定されたため、このことに対応し、条例の一部を改正の前の状態に戻そうとするものです。

国の方針転換は、申告などの主たる手続と合わせて提出され、または申告などの後に関連して提出されると考えられる書類については、番号の記載を要しないこととしたものです。

すなわち、一度番号の提供を受けたものには、その後何度も提供を求めないようになすとするものです。

町民税、特別土地保有税、国民健康保険税の各税目は、納税者の申告により課税する税目です。その申告の際には、一度番号の提供を受けていますので、減免申請書の提出時には、改めて番号を記載しなくてよいようにするのが第1条、第3条の改正の内容です。

そのほかの税目は、納税者からの申告によらず課税しています。課税のときには番号の提供を受けておらず、課税後の減免申請書などの書類の提出のときが、初めて番号の提供を受ける機会となりますので、12月の改正前の状態に戻すことはいたしません。

次に、第2条関係です。徴収猶予、換価猶予について、地方税法が改正され、申請による換価の猶予の制度の創設とともに、担保徴収の基準や分割納付の方法が定められました。

これらの猶予の制度のあらましは、主に地方税法で定められます。詳しくは議案11号資料10ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

これらに伴う手続や提出書類の記載事項で、法律から市町村の条例に詳細規定を委任される部分が幾つかあります。今回の改正は、これらの詳細規定を定めるものです。

現在、削除によって空白となっている条例第8条から第10条までのうち、第8条から第13条までに新しい条項を追加します。

第8条では、徴収猶予をするときの徴収金の納付の方法を分割納付または分割納入によることや、そのために分割納付または分割納入の期限、その額を定めること、これらの期限や額は変更できること、そして、それらのことは文書による通知を行うことを定めます。

第9条では、徴収猶予の申請書の記載内容の詳細を定めます。申請書には納付または納入することができない理由、猶予を受けたい金額や期限、分割納付または分割納入の意思、提供する担保の詳細などの記載を必要とします。また、そのことを証する書類や資産、負債の明細、収支実績や収支見込みなどの書類のほか、必要に応じて抵当権の登記に必要な書類や保証人保証を証する書類などを合わせて提出します。

第10条では、町税以外の町の債権に滞納が生じたとき、徴収猶予を取り消しますが、その町税以外の町の債権の種類を定めます。具体的に、介護保険料と後期高齢者医療保険料をあげていますが、これは本町の場合、これらの徴収も税務部局で行っているからです。

第3号には、地方税法の規定のとおり、地方自治法第240条第1項に規定する債権としていますが、これには税以外の公債権が該当します。

第11条では、職権による換価の猶予を行う際の手続の詳細を定めます。その手続は、第8条から第10条までの徴収猶予での各規定とほとんど同じですが、職権ですので、猶予の申請書に関する規定はありません。

第12条では、申請による換価の猶予を行う際の手続の詳細を定めます。その手続は、第8条から第10条までの徴収猶予での各規定とほとんど同じです。こ

の申請による換価の猶予の制度は、地方税法でも初めて取り入れられた手法です。

第13条では、これらの猶予を行うときに、徴する担保を不要とする条件を定めます。猶予に係る金額が100万円以下であるとか、猶予期間が3カ月以内である場合や、担保を徴することができない特別の事情がある場合には、担保不要とするもので、国税や県税の規定と同様です。

この条例の施行期日は平成28年4月1日ですが、第1条及び第3条の改正規定は、公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用します。

以上で、議案第11号の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第20 議案第12号 福崎町生活科学センター条例の制定について

議長 日程第20、議案第12号、福崎町生活科学センター条例の制定についてを議題といたします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

地域振興課長 議案第12号、福崎町生活科学センター条例の制定について、ご説明申し上げます。

生活科学センターは、昭和46年8月に文化センターとともに開館し、公の施設として町民の生活の科学化や消費生活の向上を目的に、各種講座や研究会などを開催してきました。

また、消費生活専門相談員制度が創設されました翌年の平成3年からは、消費生活相談窓口を開設して、消費者相談や苦情処理にも当たってきました。

その後、消費者問題が深刻化する中、国においては平成21年に消費者庁が設置され、消費者の生活における安全を確保することを目的として、消費者安全法が制定されました。この法律を受けて、消費者相談窓口が設置されていなかった神河町及び市川町の相談業務にも対応するため、生活科学センターの相談施設を充実させ、相談員3名体制の神崎郡消費生活中核センターとして、平成22年4月から再スタートし、今日に至っています。

しかしながら、全国的にはこの間にも消費者問題の複雑化や高齢者等の消費者被害が深刻化したことなどから、消費生活相談の質の向上と全国的な水準を確保する必要があることや、消費生活相談員が専門職であることをより明確にするとともに、その信頼を一層向上させる必要があることから、平成26年6月に消費者安全法が改正されました。

改正消費者安全法につきましては、議案第12号の説明資料1ページをごらんください。

上段が平成28年4月1日から施行される消費者安全法の抜粋であります。第10条では、消費生活センターの設置について、市町村は努力義務として規定されておりますが、生活科学センターの相談窓口はこれに該当しております。このたびの法改正では、第10条の2の規定が追加され、消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターの組織及び運営に関する事項、並びに消費生活相談の事務により得られた情報の安全管理に関する事項などを条例で定めることとされました。

この条例で定める内容につきましては、内閣府令で定められた基準を参酌するものとされ、資料の下段にお示しをしております消費者安全法施行規則第8条に示されました。まず、この内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

第1号は、消費生活センターを設置したときに公示すべき事項で、消費生活セ

ンターの名称及び住所、消費生活相談の事務を行う日及び時間、第2号は消費生活センターにセンター長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置くこと、第3号は消費生活センターには、新たに制度化される消費生活相談員資格試験に合格した者を、消費生活相談員として置くこと、第4号は消費生活相談員が専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、いわゆる雇いどめをしないこと、並びにその専門性に鑑みて、適切な人材の確保、処遇の確保に必要な措置を講ずること、第5号は消費生活相談等の事務に従事する職員に対して、その資質の向上のための研修の機会を確保すること、第6号は消費生活相談等によって得られた情報の漏洩、滅失等の防止や情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることとされております。

これらを受けまして、本条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条例案につきまして、ご説明を申し上げますので、議案の次のページからの条例案をごらんください。

内閣府令で規定されました内容については、いわゆる行政機関の組織及び運営等に関する事項であります。冒頭に申し上げましたように、本町の生活科学センターは町民も利用する公の施設でもありますので、本条例案では内閣府令の規定と合わせまして、施設の使用に関する規定を設けた条文構成としております。

第1条では設置目的及び生活科学センターという名称、並びに第2項では消費者安全法に規定する消費生活センターであることを合わせて明記しております。

第2条はセンターが行う事業、第3条はセンターの位置で、現在の所在地を表示しております。第4条は開館時間及び休館時間、第5条は消費生活相談の事務を行う日及び時間の規定であります。それぞれ規則に委任しております。第6条から第10条は内閣府令で説明申し上げました内容をそれぞれ規定しております。第11条から第16条につきましては、施設の使用に関して必要な事項を規定しております。また、第17条では規則への委任を規定しております。

附則におきましては、施行日は平成28年4月1日と規定するとともに、現在、生活科学センターを公の施設として規定している福崎町文化センターの設置及び管理に関する条例の当該部分を削除する規定を設けております。

これにより削除する生活科学センターの使用料は、本条例の別表として改めて規定をいたします。

条例案の説明は以上でございます。

次に、議案第12号説明資料の2ページをお開きください。

2ページは本条例案の施行に伴い必要となる事項を定めた施行規則でございます。

第2条にはセンターの開館時間、第3条には休館日、第4条には消費生活相談業務を行う日及び時間をそれぞれ規定をしておりますが、これらにつきましては、現在実施している状況と変更はございません。

次に、資料3ページをごらんください。

条例案附則において改正を予定している文化センターの設置及び管理に関する条例の新旧対照表でございます。右側が改正前の条文のうち第2条の「、科学センター」、第6条第2号の業務事項、また別表では基本料金の最下段、講義室の項目が生活科学センターに係るものでございますので、それぞれ削除するものであります。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第 2 1 議案第 1 3 号 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議長 日程第 2 1、議案第 1 3 号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

住民生活課長 議案第 1 3 号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は行政不服審査法が平成 2 8 年 4 月 1 日に施行されることによる文言の修正と、労働者災害補償保険法の施行令が改正されたことに伴い、他の法律による給付との調整における調整率を改正するものです。

附則第 5 条で、厚生年金など他の年金と重複して公務災害補償の給付を受ける場合について、公務災害補償のほうで給付額の調整をするため、調整率を設けております。この調整率につきましては、労働者災害補償制度及び公務員災害補償制度に規定されている調整率と同じ率を用いており、このたび労働者災害補償保険法施行令の改正により、障害厚生年金などが支給される場合の傷病補償年金、休業補償に係る調整率に改正があったため、同様の改正を行うものです。

なお、この条例は平成 2 8 年 4 月 1 日から施行いたします。

議案第 1 3 号資料に新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第 2 2 議案第 1 4 号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

日程第 2 3 議案第 1 5 号 福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長 日程第 2 2、議案第 1 4 号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について及び日程第 2 3、議案第 1 5 号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

両案について、担当課長に説明を求めます。

健康福祉課長 議案第 1 4 号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、平成 2 8 年 7 月 1 日から実施する、幼児等及びこども医療に係る所得による支給制限の撤廃について、関連する条項を削除するものです。条例の一部改正について、ご説明申し上げます。議案第 1 4 号資料の新旧対照表をごらんください。

所得による支給制限を規定する第 4 条第 1 項の第 3 号と第 4 号を削除いたします。

附則として、この改正は平成 2 8 年 7 月 1 日から施行するものです。

また、この条例の適用日前に行われた医療の給付に関する所得による支給制限については、なお従前の例によるものとします。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第 1 5 号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、昨年 3 月議会で医療介護総合確保推進法、附則第 1 4 条に規定する介護予防日常生活支援総合事業等の実施時期の猶予に関する改正をご承認いただきましたが、そのうち認知症施策推進事業に関する条項の改正を行うもの

です。

議案第15号資料1ページから2ページにお示ししていますので、ご参照ください。

まず、資料1ページをごらんください。附則の規定についてでございます。

介護予防日常生活支援総合事業等に関する経過措置の規定で、事業を円滑に実施するために、その時期を規定するものです。

このうち、地域支援事業の中の包括的支援事業は、平成27年4月から始まり、平成30年4月までに全ての自治体が実施することとされています。

その準備には時間を要することと考えていたことから、猶予期間をいただいて、開始を平成29年4月からの実施でご承認を得ていたものです。

資料2ページをごらんください。附則第6条第3項の規定は、認知症総合支援事業に関するもので、認知症である者またはその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業で、これを開始するための準備が整ったため、1年早めて平成28年4月から行うことと定めるものです。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものとします。

以上で説明を終わります。2議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

日程第24 議案第16号 福崎町空家等の適正な管理に関する条例の制定について

議長 日程第24、議案第16号、福崎町空家等の適正な管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

まちづくり課長 議案第16号、福崎町空家等の適正な管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案第16号説明資料1ページをごらんください。

概要をお示ししております。今回の条例制定は、平成27年9月1日現在、各自治会から317件の空き家が報告をされております。一部は屋根や壁が崩落しているなど、適正な管理がなされていない空き家があります。今後、少子高齢化の進行により、適正に管理されない空き家等の増加が見込まれます。

資料中ほどの空き家等特定空家に関する条例の適用の流れをごらんください。

①から⑥で示しておりますのが、平成27年5月に施行されました空家等対策に関する特別措置法の流れでございます。法律では、緊急時の対応が定められていないため、条例では応急措置について定め、空き家等の所有者等に対し、適正な管理を義務づける規定をし、町民が安全で安心して生活できる環境の保全を図るため、条例を制定するものでございます。

それでは、条例案に沿って説明をいたします。

議案の次のページをごらんください。

第1条は目的で、町民等の生命、身体及び財産の保護及び良好な生活環境の保全と安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的としております。

第2条は用語の定義を定めております。

第3条は所有者等の責務について、みずからの責任において、適正に維持管理しなければならないことを明記しております。

第4条は調査の申し出で、町民等は町長に対し、必要な調査を行うよう求めることができるとしております。

第5条は立入調査で、空き家等に関し、必要な調査を立ち入って調査すること

のできる規定を定めております。

第6条は空き家等の所有者等に関する情報の利用等で、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報の利用について規定をしております。

第7条は特定空き家等に対する措置で、助言または指導、勧告、命令、行政代執行などについて定めています。

第8条は特定空き家等に対する勧告に関する意見聴取について、勧告をしようとする時の手続及び所有者等に意見を述べる機会を与えることを定めています。

第9条は勧告を受けた所有者等が勧告に係る措置をとらない場合、公表及び標識の設置について定めています。

第10条は命令の基準を定めています。

第11条は緊急の必要がある場合、被害を防ぐため必要な応急措置を講ずることができることを定めています。

第12条では関係機関の長に対し、情報の提供、その他必要な協力を求めることができる規定を、第13条では命令等に違反した場合の科料について、第14条は規則への委任でございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。

議案資料として、規則案を16号資料2ページ、3ページに添付しておりますので、ご参照ください。

なお、3ページの別表は条例第10条及び規則第5条に規定する命令の基準で、家屋等の不良度を判定する基準でございます。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同を賜りますよう、お願いいたします。

日程第25 議案第17号 福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第26 議案第18号 福崎町下水道事業基金条例の制定について

議長 日程第25、議案第17号、福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、及び、日程第26、議案第18号、福崎町下水道事業基金条例の制定についてを一括議題といたします。

両案について、担当課長に説明を求めます。

上下水道課長 議案第17号、福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案第17号資料をごらんください。

今回の条例改正につきましては、12月議会で採択いただきました設置等に関する条例の施行に伴い、整備が必要となる10条例を一括して改正しようとするものです。

その主な改正内容につきましては、第1条から第8条では、科料にかかる規定を除いて、条文中の「町長」を「管理者」に改め、第10条では、第5条の2を追加し、「町長」とある部分を「水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長」と読み替えます。これは科料に係る規定については、首長の専権事項であるため、改正しないこととしていますが、その他の条文につい

ては、地方公営企業法の適用により、「町長」を「管理者」に改めています。

また、第10条の延滞金の免除については、地方公営企業の業務に係る収入金の徴収は、公営企業管理者の担当事務とされているため、読み替え規定を追加しています。

また、第1条から第4条では、「規則で定める」としていたものを、「上下水道管理規定で定める」や、「管理者が定める」に改めています。これらは、地方公営企業法の適用により、規則を廃止し、管理規定を制定することなどに対応するものです。

そのほか、第1条では第13条の見出しを補足に、第2条では第36条の見出しを補足に改めています。

また、第9条では特別会計から農業集落排水事業及び公共下水道事業を削除しています。これは下水道事業に地方公営企業法の規定を適用することにより、地方公営企業会計に移行するためです。

以上で、議案第17号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第18号、福崎町下水道事業基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

今回の条例制定につきましては、平成28年4月1日から下水道事業に地方公営企業法の規定を適用することに伴い、農業集落排水処理施設維持管理基金及び公共下水道事業費基金として各事業で設置している基金を統合し、一体的に管理運用しようとするものです。

第1条では、下水道事業の健全な事業の推進及び運営を図るため、基金を設置することとしており、第6条には処分として第1条に規定する目的に充てる場合に限り、処分できることを規定しています。そのほか、第2条の積み立て、第3条の管理、第4条の運用益の処理及び第5条の繰替運用については、これまでの規定を引き継ぐこととしています。

また、附則として、平成28年4月1日から施行することや、福崎町農業集落排水処理施設維持管理基金条例及び福崎町公共下水道事業費基金条例を廃止することを規定しており、これまでに積み立ててきました基金に属する現金は、新たに設置する基金に属する現金とみなす規定を定めています。

なお、議案第18号資料として、条例制定の概要をお示ししておりますので、あわせてごらんください。

以上で、議案第18号の説明とさせていただきます。両議案ともよろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、お願いを申し上げます。

議長 しばらく休憩をいたします。再開は13時といたします。

◇

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

◇

議長 会議を再開いたします。

日程第27 議案第19号 福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第28 議案第20号 福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長 日程第27、議案第19号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例について、及び、日程第２８、議案第２０号、福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

両案について、担当課長に説明を求めます。

学校教育課長 議案第１９号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

厚生労働省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、保育士の数の算定について、保健師または看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすこととされたことに対応するため、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正しようとするものです。

議案第１９号資料１ページの新旧対照表をごらんください。

第２９条は小規模保育事業Ａ型、第３１条は小規模保育事業Ｂ型、第４４条は保育所型事業所内保育事業、及び第４７条は小規模型事業所内保育事業の職員について規定をしております。それぞれ厚生労働省令の改正に基づき、これまでみなし保育士として保健師または看護師としていたものを、保健師、看護師または准看護師とするものです。

この条例は公布の日から施行いたします。

続きまして、議案第２０号、福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

学校教育法等の一部が改正され、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されました。これに合わせ、厚生労働省関係の省令の整備等に関する省令による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、放課後児童支援員の資格要件に、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えることとなったため、これに関連する条例を改正するとともに文言の追加を一部行いました。

議案第２０号資料の新旧対照表をごらんください。

第５条は事業の一般原則を定めるもので、その中でこれまで小学校と規定していたものを、町内の小学校であることを明確にするため、福崎町立小学校とするものです。

第１０条は職員の規定で、第３項で放課後児童支援員の資格を規定しており、今回の厚生労働省令の改正に基づき、第４号中、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校に、新たに義務教育学校を追加するものです。

この条例は、平成２８年４月１日から施行いたします。

両議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第２９ 議案第２１号 福崎町総合戦略について

日程第３０ 議案第２２号 平成２７年度福崎町一般会計補正予算（第４号）について

議長 日程第２９、議案第２１号、福崎町総合戦略について、及び日程第３０、議案第２２号、平成２７年度福崎町一般会計補正予算（第４号）についてを一括議題といたします。

両案について、担当課長に説明を求めます。

企画財政課長 議案第２１号、福崎町総合戦略について、ご説明を申し上げます。

議案１枚めくっていただきまして、総合戦略１ページをごらんください。

1、総合戦略の目的と位置づけを示しております。

平成26年11月に将来にわたって活力ある日本社会の維持を目指したまち・ひと・しごと創生法が施行され、自治体においても地方版総合戦略の策定が求められることとなりました。

2ページで、第5次総合計画に沿って人口維持と地方創生を成しとげるための平成27年度から平成31年度までの5カ年の計画という位置づけを示しております。

3ページからの2、策定の基本方針でお示しをしておりますが、国、県との連携を図りながら、第5次総合計画に掲げる人口1万9,500人の維持を戦略的に進めるため、役場職員からアクションプランに掲げる具体的な事業を提案してもらい、役場内部にワーキングチームを立ち上げ、原案作成を行いました。

また、町長を本部長とする本部会議と外部委員による推進会議を立ち上げ、福崎町総合戦略の策定を進めてまいりました。

住民意見の反映につきましては、平成26年12月に策定をいたしました第5次総合計画の住民アンケート結果や、総合計画でのまちづくり委員会の意見などを参考に、総合戦略素案に対するパブリックコメントも実施をいたしました。

4ページの3、人口ビジョンの将来展望では、福崎町総合戦略は、本町の人口の現状分析と将来展望を示した人口ビジョンを踏まえまして、転入出の均衡や合計特殊出生率の上昇、生産年齢人口割合の維持などを基本的視点としております。

平成72年までの人口推計と将来展望を示した福崎町人口ビジョンは、議会備えつけとしております。

5ページからは、4、基本目標として、まず第5次総合計画の構成について、整理を行いました。

6ページでは、総合計画のキーワードと町の強みを整理しております。

7ページでは、まちづくりの6本の政策の柱及び重点プロジェクトを再編する形で、総合戦略の四つの基本目標を設定いたしました。

8ページでは、4本の基本目標に16の目標を達成するための施策を体系化しております。

四つの基本目標は9ページからの5、重点取り組みでお示しをしております。基本目標の一つ目は「町に活力をもたらし、安心して暮らす社会環境をつくる」です。長期的には一定の人口減少と高齢化が進行することを見据えなければなりません。コミュニティの維持や健康寿命の延伸といった観点も含め、安心して住み続けられるような地域社会を目指します。そのため、自律（立）のまちづくりを発展させ、空き家バンクや特別指定区域制度を活用して、若者の定住や人口維持に取り組む自治会をふやすことや、食育を通じた健康づくり、JR福崎駅周辺整備など利便性の向上や地域の活性化、広域連携などを進めます。

次のページの二つ目は「結婚・出産・子育て・少子化対策の充実」です。子育てのしやすい町として、これまで人口を維持してきた実績を生かし、子育て支援や教育の充実などはもとより、国や企業等と連携し、若年者や女性の雇用安定、ワークライフバランスの推進に向けた取り組みなど、若者の希望がかなえられる環境づくりに取り組みます。

三つ目は「福崎町に新しい人の流れをつくる」です。本町においても、若者世代の転出が顕著となってきております。大都市圏への転出超過を改善するため、U・I・Jターンを促進し、都市圏からの転入者をふやすとともに、JR福崎駅周辺整備による町の顔づくりや、辻川界限など地域資源を磨き、観光客の拡大による交流人口の増加を目指します。

12ページの四つ目は「安心して働くための産業振興と雇用をつくる」です。工業団地を中心に多くの企業が立地する強みを生かし、福崎町で働きたい人が安心して充実して働ける雇用をふやし、阪神間や首都圏への若者の流れをとめることが必要です。

また、特産品もち麦の普及拡大による農林業の活性化や商工会と連携した起業、創業支援など、新しい雇用創出を図ってまいります。

参考として、議案第21号資料で福崎町総合戦略アクションプランをお示ししております。四つの基本目標、16の施策に沿って、その下に27の具体的な取り組みと重要業績評価指標を掲げておりますので、ご参照ください。

福崎町総合戦略は、以上のような考え方のもと、3月補正予算において国の補正予算で措置された地方創生加速化交付金の活用のための事業提案を進めつつ、平成28年度当初予算においても予算編成の概要資料の中の主要事業一覧でお示しをしておりますように、総合戦略及びアクションプランに掲載した多くの事業を予算計上しております。今後、推進会議や議会においてご意見をいただき、毎年度KPIに基づく事業の効果検証や見直しを行いながら、PDCAサイクルにより、新たなまちづくりを進めてまいります。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。

続きまして、平成27年度3月補正予算を説明させていただきます。

議案第22号、平成27年度福崎町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明を申し上げます。

補正内容といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ10億700万円を減額して、補正後の予算総額を87億5,300万円とするものです。

歳入歳出予算の内訳につきましては、第1表にお示しをしております。また、補正後の予算の一部につきましては、翌年度に繰り越して使用するため、繰越明許費を設定いたします。

まず、歳入歳出予算の補正の概要につきまして、第1表でご説明を申し上げますので、議案の3ページをお開きください。

歳出の補正の主なものは、地方公務員の人事院勧告に基づく職員の給与改定と並びに国の補正予算に伴う地方創生加速化交付金で2事業、事業費合計で3,200万円を計上し、全額を繰り越します。

繰り越し事業については、議案22号資料の2ページから3ページに資料を添付しておりますので、ご参照ください。

また、文化ゾーンの駐車場及び防災倉庫の整備費7,700万円を計上し、繰り越しをいたします。

減額の大きな要因といたしましては、土木費、福崎駅周辺整備では、社会資本整備総合交付金が追加交付見込額を含め、補助申請額の約30%の採択率であったことにより、事業費7億7,680万円の減、単独事業の福崎駅西地区の代替地整備を取りやめたことによりまして、1億7,210万円を減額するものです。

一方、1、2ページの歳入では、先ほどの歳出の増減に伴いまして、それぞれの財源を構成するとともに、町税は固定資産の償却が3,400万円の増となる見込みで、町税全体で4,400万円の増収見込みでございます。

また、繰越金は平成26年度決算の実質収支額1億8,268万5,000円の残余、1億2,268万5,000円及び普通交付税の確定分の残余3,092万4,000円を計上します。この結果、補正後予算で財政調整基金から1億8,400万円を取り崩すこととしておりましたが、取り崩しをやめ、生ずる剰

余見込額につきましては、財政調整基金に４，６２０万円を積み立てる補正予算としております。

まず、全般に係る人件費の補正内容につきましては、人事院勧告に合わせた若年層を中心とした給与月額引き上げ、勤勉手当の０．１カ月分の引き上げといった給与改定等による増額を計上しております。また、２月１日付の職員の人事異動による増減をしており、人事異動の影響額は約１６０万円の減、人事院勧告の影響額は全会計で約１，０９０万円の増となっております。

それでは、事項別明細書により、説明を申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

企画財政課長 以上が、歳入歳出予算の補正内容でございます。

次は、議案へお戻りください。

議案の第２条は繰越明許費ですが、議案の５ページから６ページに明細をお付けしております。

事項別明細書でご説明を申し上げたものもございしますが、総務管理費の地方公共団体情報セキュリティ強化対策システム改修事業で１，３１０万円、戸籍住民基本台帳費の個人番号カード関連事務事業で５６０万円、社会福祉費の臨時福祉給付金給付事業で５，８２０万円、児童福祉費の子ども・子育てシステム整備事業で２００万円、農業費の地方創生加速化事業特産品振興で１，７００万円、同じく商工費の観光振興事業で１，５００万円、道路橋梁費の橋梁補修事業で２５０万円、都市計画費の福崎駅周辺整備補助事業で１億８，３９０万円、同じく補助事業と一体として行う単独事業で１，２７０万円、都市再生整備計画事業で２７５万円、保健体育費で文化ゾーン駐車場及び防災倉庫整備事業で７，７００万円を翌年度に繰り越したいします。

次に、議案の第３条、地方債の補正につきましては、議案の７ページから９ページに計上しております。利率償還の方法は、それぞれ記載をしているとおりでございます。

以上、議案第２２号の説明とさせていただきます。

議案第２１号、両議案ともご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第３１ | 議案第２３号 | 平成２７年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について |
| 日程第３２ | 議案第２４号 | 平成２７年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について |
| 日程第３３ | 議案第２５号 | 平成２７年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について |

議長 日程第３１、議案第２３号、平成２７年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてから、日程第３３、議案第２５号、平成２７年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）についてまでを一括議題といたします。

本案に対する詳細説明を担当課長に求めます。

健康福祉課長 議案第２３号、平成２７年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ７，６０３万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２２億８，９４０万円とするもの

です。

議案第23号説明資料1ページから6ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

まず、資料の4ページをごらんください。

保険給付費月別状況です。歳出の大部分を占める療養給付費は3月から12月は実績、1月、2月は推計し、実績見込みにより補正するものです。

一般と退職に分けていますのは、それぞれの療養給付費に対して歳入の財源構成が異なるため、分けております。

左の欄の全被保険者数は4月4,722人、1月では4,565人と157人減少しています。一般分は1月4,364人で、4月から69人減少、退職者分は201人で88人減少しています。

療養給付費の見込みは、一般分では決算見込みの補正後予算11億4,000万円で5,500万円の増額、退職分は7,000万円の見込みで1,300万円の増額、高額療養費は一般分1億4,000万円で700万円の増額、退職分は1,150万円の見込みで500万円の増額を見込んでいます。

資料2ページをごらんください。

歳出の勘定表です。27年度3月補正額案の列をごらんください。

保険給付費は先ほどの資料で合計7,300万8,000円の増額、後期高齢者支援金から保健事業費までの各項目は実績及び見込みにより補正するもので、共同事業拠出金は高額医療費に係る拠出金で、兵庫県全体の医療費が増加したため、926万8,000円を増額します。保健事業は、特定健診委託料等の実績見込みにより176万円を減額補正するものです。

資料1ページをごらんください。

歳入では、保険税は現年度医療分で95%、退職者分で98.2%の徴収率を見込んでいます。国庫支出金から県支出金までは実績見込み及び確定した交付額により、それぞれ補正します。

共同事業交付金は、県内各市町が拠出金を出し合って実施する相互扶助事業で、967万2,000円減額します。

繰入金では、保険基盤安定分ですが、保険者支援分について、今年度から国で新たに1,700億円が投じられ、保険者に対する財政支援が拡充された結果、当初予算額から約1,700万円増という効果が出ております。このため、その他一般会計繰入金の中で、これまで町独自で行ってございました繰り入れ、低所得者負担緩和分と内容が重複するものと考え減額し、その他一般会計繰入金として、合計1,021万1,000円を減額します。

議案書に戻っていただき、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上で説明を終わります。

続きまして、議案第24号、平成27年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ243万8,000円減額し、歳入歳出の総額を2億2,880万円とするものです。

補正の内容は保険料の実績見込みによる減額、保険基盤安定負担金の確定による増額と、電算機器借上げ料等の実績見込みによる減額に伴う一般会計繰入金の減などを補正するものです。

議案第24号資料にお示ししておりますので、ご参照ください。

第1表につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上で説明を終わります。

続きまして、議案第25号、平成27年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,861万5,000円追加し、歳入歳出予算の総額を15億2,020万円とするものです。

議案第25号説明資料1ページから5ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

資料4ページをお開き願います。

65歳以上の人口推移は27年4月、5,145人、12月では5,235人で、90人の増となり、資料3ページにもありますように高齢化率は26.8%です。要介護認定者は4月、907人、12月、922人で15人の増となり、左上の表ですが、介護度別では要介護1が多く、194人、21%を占めています。今回の歳出の補正では、介護給付費の伸びが大きく、全体で5,861万5,000円の増額をお願いするものです。

それでは、議案書の事項別明細書で、主なものを説明いたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上で説明を終わります。

議案第23号から25号までの3議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

日程第34 議案第26号 平成27年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第35 議案第27号 平成27年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第36 議案第28号 平成27年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第37 議案第29号 平成27年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第2号)について

議長 日程第34、議案第26号、平成27年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてから、日程第37、議案第29号、平成27年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第2号)についてまでを一括議題といたします。各案について、担当課長に説明を求めます。

上下水道課長 議案第26号、平成27年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

この補正は、事業実施による精算見込みの補正で、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ307万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億4,900万円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

上下水道課長 以上で、議案第26号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号、平成27年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

この補正は、主に下水道事業費の実績に伴う精算見込みによるもので、既定の

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ２億２，４７５万４，０００円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を８億８，３７０万円とするものです。

第１表、歳入歳出予算補正につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

第２表、繰越明許費につきましては、下水道事業費、公共下水道事業、６，９８０万円をお願いするもので、内訳といたしましては、工業団地の舗装本復旧工事で約５，１００万円、川すそ雨水幹線整備に係る用地買収及び補償費で約１，８８０万円を予定しています。

それでは、事項別明細書により説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

上下水道課長 以上で、議案第２７号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２８号、平成２７年度福崎町水道事業会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

この補正予算は、人事院勧告による人件費の増、及び入札減に伴う委託料の減額補正をお願いするもので、第２条では、平成２７年度福崎町水道事業会計予算第３条の収益的支出を２５９万円減額し、３億５，３２０万円に、第３条では、予算第８条で定めた議決を経なければ流用できない職員給与費の額を４２万７，０００円追加し、４，９０３万７，０００円にしようとするものです。

内容につきましては、事項別明細書より、説明させていただきます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

上下水道課長 以上で、議案第２８号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第２９号、平成２７年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

この補正予算は、人事院勧告による人件費の補正をお願いするもので、第２条では、平成２７年度福崎町工業用水道事業会計予算第３条の収益的支出を９万３，０００円追加し、３，６４８万７，０００円に、第３条では、予算第８条で定めた議決を経なければ流用ができない職員給与費の額を９万３，０００円追加し、９９８万２，０００円にしようとするものです。

内容につきましては、事項別明細書により、説明させていただきます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

上下水道課長 以上で、議案第２９号の説明を終わらせていただきます。

４議案ともよろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、お願いを申し上げます。

議長 しばらく休憩をいたします。再開は２時２５分といたします。

◇

休憩 午後２時０６分

再開 午後２時２５分

◇

議長 会議を再開いたします。

日程第３８ 議案第３０号 平成２８年度福崎町一般会計予算について

議長 日程第３８、議案第３０号、平成２８年度福崎町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

企画財政課長 議案第３０号、平成２８年度一般会計予算について、ご説明を申し上げます。

予算関係の書類としましては、一番上に予算編成の概要を取りまとめた25ページまでの資料、その次に第30号から36号までの議案を添付しております。事項別明細書は別冊として一般会計から下水道事業会計までの7会計を取りまとめております。

また、詳細資料は議案ごとに別とじしておりますので、それぞれ審議の参考としてください。

それでは、一般会計の議案第30号をお開きください。議案番号順にご説明を申し上げます。

第1条は歳入歳出予算であります。総額を95億3,000万円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表で、1、2ページの歳入、3、4ページの歳出のとおりとしております。

まず、予算の概要説明をさせていただきますので、一番前に添付しております予算編成の概要をごらんください。1ページの中ごろからでございます。

一般会計の予算総額は95億3,000万円で、前年度比1億1,400万円の減としております。減額の要因としましては、JR福崎駅周辺整備の事業費は大幅に増加をしておりますが、田原小学校体育館建設や水道事業の出資などが終了したことによるものです。

予算の概要では、歳入の見込額と総合計画の6本の柱ごとに総括的にお示しをしておりますので、後ほどお目通しください。

歳入につきましては、概要の5ページをごらんください。一般会計歳入内訳であります。1款の町税は前年度比1億1,560万円増の32億2,230万円を計上しております。法人税は税割が税率改正の影響により減収したため、3,070万円の減、固定資産税は土地については下落傾向が続いており減収、家屋は工場や店舗の進出などにより、償却資産は設備投資が上向いていることから、それぞれ増額増収し、1億1,130万円の増となりました。

議案30号資料の4ページに税の当初予算の前年度比較表をおつけしておりますので、ご参照ください。

10款の地方交付税は、普通交付税の算定において固定資産税の償却資産等の増収による基準財政収入額の増と包括算定経費など、基準財政需要額が減となったため、臨時財政対策債を合わせた交付額は、13億2,600万円と前年度費で1億300万円減収しました。また、臨時財政対策債への振替額が大幅に減となったため、普通交付税では前年度費3,000万円増の10億5,000万円を見込んでおります。

14款の国庫支出金は、JR福崎駅周辺整備事業に伴う社会資本整備総合交付金の増により、14億8,074万8,000円を見込み、21款、地方債は、駅周辺整備事業では増加いたしましたが、小学校体育館建設事業の完了や臨時財政対策債の減により、対前年2億8,740万円の減を見込んでおります。

5ページの最下段では、1款から11款と臨時財政対策債を合わせた一般財源総額を記載しております。1,320万円増の51億7,330万円を見込んでおりますが、歳入歳出見積もりの結果、一般財源が不足する額、1億6,300万円につきましては、財政調整基金から繰り入れて予算編成を行っており、平成27年度に引き続き、多額の財政調整基金を取り崩す、厳しい予算となっております。

歳出予算の概要につきましては、町長の所信表明のとおりでございます。概要の13ページからは、第5次総合計画の施策ごとに主要事業を取りまとめております。本日の説明につきましては、事項別明細書に沿って、これら主な事業につ

いて説明をさせていただきます。

なお、事業名称、概要の前に新規事業、拡充事業の表示のほか、福崎町総合戦略に位置つけた事業は戦略の「戦」という文字で、町制60周年事業については、数字の「60」で示しておりますので、ご参照ください。

各目の説明に入ります前に職員給につきまして、総括的にご説明を申し上げますので、議案30号資料の1ページをごらんください。

この資料では、一般会計の目ごとと特別会計ごとの配置職員数をそれぞれ増減理由と総人件費をお示ししております。1行目の一般会計に属する職員数は、一般職132人、再任用3人と嘱託・臨時職92人の合計227人、下から2行目の全会計では、一般職155人、再任用4人、嘱託・臨時職員96人の合計255人であります。前年度と比較して3人の増となります。3人の増となった要因としましては、正規職員は増減はなし、嘱託・臨時職員は認定こども園で増となるものです。

人件費総額では、前年度比較で386万3,000円の減となりますが、嘱託・臨時職が3名増加した要因もあり、給与手当で193万2,000円の増、県共済負担金は掛金の計算が標準報酬制に変更されたことにより、717万9,000円の減となります。

なお、全会計の一般職に係る給与費明細書につきましては、議案資料2ページから3ページに添付しておりますので、審議の参考としてください。

それでは、歳出目ごとにご説明を申し上げますので、事項別明細書97、98ページをごらんください。

限られた時間でありますので、各目の予算額や概要説明は省略をさせていただきます、主要な事業の取り組み内容や補足説明を中心に申し上げます。

また、説明の内容では、町長からの冒頭の挨拶、各課重点事項と重複する部分も多々ございますが、ご了承をお願いいたします。

議会費から順次ご説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

企画財政課長 歳入歳出についての説明は以上でございます。

次は議案にお戻りください。

議案の第2条は地方自治法第214条第1項の規定により債務を負担することができる事業、事項、期間及び限度額は第2表に計上しておりますので、議案の5ページをごらんください。道路台帳電子化業務委託事業で、期間は平成29年度、限度額は500万円でございます。

第3条は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債について、第3表で計上しておりますので、議案の6から7ページをごらんください。

歳入、地方債でご説明申し上げました額を、それぞれの目的ごとに限度額として計上しております。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりでございます。

議案35のかがみにお戻りください。

次に、議案の第4条であります、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入の最高額は15億円といたします。

第5条は、歳出予算の流用でございますが、第1表に定めた各項の予算について、地方自治法第220条の第2項ただし書きの規定により、流用できる場合として、各項に計上した給料、職員手当、共済費に係る予算額に過不足が生じた場合、同一款内において、これらの経費を流用できることとするものです。

以上、議案第30号、平成28年度一般会計予算の説明とさせていただきます。
よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

- 日程第39 議案第31号 平成28年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第40 議案第32号 平成28年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第41 議案第33号 平成28年度福崎町介護保険事業特別会計予算について

議 長 日程第39、議案第31号、平成28年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算についてから、日程第41、議案第33号、平成28年度福崎町介護保険事業特別会計予算についてまでを一括議題といたします。

各案について、担当課長から説明を求めます。

健康福祉課長 議案第31号、平成28年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億7,330万円とするものです。

また、第2条につきましては、一時借入金の総額を8,000万円と定めるものです。

議案第31号資料1ページから9ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

資料1ページをごらんください。

6行目になりますが、平成28年度の改正点は課税限度額が医療分、後期分でそれぞれ2万円の引き上げとなり、合計額では85万円から89万円となり、4万円の引き上げになります。

また、昨年に引き続き低所得者に対する軽減措置を拡大し、2割、5割軽減の対象となる所得基準額の引き上げを行います。

平成28年度予算編成につきましては、これらの制度改正を勘案し、医療費及び被保険者の動向等を考慮し、積算いたしました。

歳出面において、その大部分を占める保険給付費は、被保険者数4,600人を見込み、過去3年間ににおける保険給付の状況等を積算根拠として算出いたしました。療養給付費は一般分で前年度当初予算比2.8%増の11億1,500万円、退職分では対象者の減少により、前年度当初予算比12.3%減の5,000万円を見込みました。後期高齢者支援金は平成26年度精算金と調整金を合わせた2億4,710万4,000円を見込みました。

保健事業費は人間ドック事業、特定健診等を計上し、特定健康診査等実施計画に基づき健診率向上と生活習慣病予防を効果的に実施し、医療費抑制に努めてまいります。

次に、歳入の保険税につきましては、経済情勢は依然不透明であります。保険料率に基づき積算し、賦課限度額は医療分54万円、後期高齢者支援分は19万円に引き上げし、低所得者に対して、2割、5割の軽減を見込み、計上しています。

保険税は、現年度医療、支援、介護分を収納率94%、3億5,200万円を見込んでいます。国・県支出金、療養給付費交付金については、それぞれ医療費に見合う金額を見込んでいます。

なお、保険税の課税限度額改正及び軽減基準額の見直しに係る条例改正は、3月末に地方税法が改正される見込みのため、条例の一部改正の専決処分を行い、次期議会に承認を求める予定としています。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第32号、平成28年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,710万円と定めるものです。

議案第32号資料1ページから3ページにお示ししておりますので、ご参照ください。資料1ページ、当初予算案をごらんください。

この特別会計の歳入は兵庫県広域連合が賦課する保険料の徴収と、保険料軽減分を県と町で公費負担する保険基盤安定負担金及び職員給与費と事務費とともに一般会計から繰り入れるものです。

歳出は、一般管理費の職員給与等と保険料徴収事務経費及び保険基盤安定負担金と保険料を合わせて広域連合に納付するものです。

また、保険料軽減対象の拡大で、国民健康保険と同じく2割軽減と5割軽減の対象となる所得基準額が引き上げられます。

資料2ページをごらんください。

75歳以上が加入する後期高齢者医療の保険料率の改定です。保険料率は一部地域を除き兵庫県内では原則均一で、診療報酬の改定と合わせて2年に一度改定されます。28年、29年度の保険料率は均等割額は年額7万3,603円から4万8,297円に6,944円の改定増となり、所得割額は9.70%から10.17%に0.47ポイントの改定増となります。1人当たりの平均保険料額は7万7,414円から、7万7,109円に305円、0.39%の減額となります。

資料3ページをごらんください。

広域連合では、2年間平均で1人当たり給付費を94万7,225円見込み、被保険者数は兵庫県全体で72万8,419人として、保険料を算定しています。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上で説明を終わります。

続きまして、議案第33号、平成28年度福崎町介護保険事業特別会計について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ16億4,920万円と定めるものです。

議案第33号資料1ページから4ページにお示ししていますので、ご参照ください。

資料1ページをごらんください。

平成28年度は第6期事業計画の2年目で、介護保険制度が施行され17年目を迎え、サービス給付費も年々増加しています。引き続き介護予防対策の推進、サービス提供体制の充実を図り、安心して安定的にサービスが利用できるよう努めていきます。

本年度は事業計画に基づき、定期巡回、随時対応型訪問介護看護について、1事業所を、認知症対応型共同生活介護について、新たに1ユニットの整備を図ります。28年度の予算編成は、事業計画に基づき、これらを勘案し、積算しました。

歳出では、事業計画の被保険者数5,236人、要介護認定者数は増加しているため、943人を見込んでいます。サービス給付費は14億7,650万円、対前年度当初予算比9.0%増を計上しています。

地域支援事業は、生活支援体制整備事業において、地域包括支援センターに配置した生活支援コーディネーターと生活支援協議体を中心に、町内の既存サービスの把握、整理や、新規サービス創設に向けて取り組めます。地域支援事業費は、給付サービス費の計画値の3%と保健師人件費を合わせ5,205万2,000円を計上しています。

歳入においては、第1号被保険者保険料、国・県・町による介護納付費負担金、介護給付費調整交付金等を財源に見込みました。

第1表、歳入歳出予算は、事項別明細書により説明いたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上で、議案第31号から33号までの説明を終わります。

3議案ともご審議賜り、ご賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 しばらく休憩をいたします。再開は3時55分といたします。

◇

休憩 午後3時37分

再開 午後3時55分

◇

議長 会議を再開いたします。

日程第42 議案第34号 平成28年度福崎町水道事業会計予算について

日程第43 議案第35号 平成28年度福崎町工業用水道事業会計予算について

日程第44 議案第36号 平成28年度福崎町下水道事業会計予算について

議長 日程第42、議案第34号、平成28年度福崎町水道事業会計予算についてから、日程第44、議案第36号、平成28年度福崎町下水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

各案について、担当課長に説明を求めます。

上下水道課長 議案第34号、平成28年度福崎町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数は7,800戸、年間給水量242万立方メートル、1日平均給水量6,630立方メートルで、主な建設改良事業については、工業団地、企業団地老朽管更新事業及び大門鍛冶屋線ほか老朽管更新事業の舗装本復旧工事、駅前周辺整備に係る配水管移設事業を予定しています。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の水道事業収益が4億1,390万円で、前年度費1.7%の増、支出の水道事業費用が4億70万円で前年度費14.2%の増を見込んでいます。

第4条では、資本的収入及び支出の収入が不足する額1億590万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,144万2,000円と、過年度分損益勘定留保資金9,445万8,000円で補填するものとしています。

次のページには、資本的収入及び支出の予定額として、資本的収入が8,240万円で、前年度費86.6%の減、資本的支出が1億8,830万円で、前年度費73.7%の減を見込んでいます。

第5条では企業債について、第6条では一時借入金の限度額を定めています。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができるのは、営業費用

と営業外費用、建設改良費と企業債償還金と規定しています。

3 ページをごらんください。

第8条では職員給与費4,604万7,000円を流用する場合は、議会の議決を経なければならないこと、第9条では企業債償還のため、一般会計から補助を受ける金額は115万3,000円であること、第10条では棚卸資産の購入限度額は1,500万円であることを規定しています。

続きまして、平成28年度水道事業会計実施計画書の3ページ、予定キャッシュフロー計算書をごらんください。

下から3行目、今年度の資金増加額を3,738万1,000円と見込み、資金期末残高は7億7,472万8,993円となる予定です。

次の4ページから6ページにかけて給与費明細書をお示ししておりますので、後ほどごらんください。

8ページには、平成27年度の予定損益計算書をお示ししています。収支差し引きで下から3行目、27年度の純利益を2,066万6,000円を見込んでいます。

次に、9ページをごらんください。

平成27年度末の予定貸借対照表では、下から6行目の現金預金が7億3,734万7,993円に、11ページの上から5行目の当年度純利益が2,066万6,000円になる見込みです。

次に、13ページをごらんください。

平成28年度末の予定貸借対照表では、下から6行目、現金預金が7億7,472万8,993円になり、資産合計では60億3,206万6,617円に、15ページの上から5行目の当年度純利益は172万2,407円になる見込みです。16ページには財務諸表等に係る注記をお示ししています。

また、資料、議案第34号として、実施計画に係る積算内訳を示した資料を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、議案第34号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第35号、平成28年度福崎町工業用水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

第2条、業務の予定量につきましては、給水事業所数30事業所、年間給水量63万7,000立方メートルで、1日平均給水量は1,740立方メートルです。

主な建設改良事業は、工業団地、企業団地仮設管撤去及び配水池場内復旧事業や、送水管更新工事後の舗装本復旧を予定しています。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の工業用水道事業収益が4,130万円で、前年度費1.0%の減、支出の工業用水道事業費用が3,860万円で、前年度費7.8%の増を見込んでいます。

第4条では、資本的収入及び支出の収入が不足する額1,180万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額410万3,000円と、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額769万7,000円で補填するものとしています。

また、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入が4,650万円で、前年度費68.9%の減、資本的支出が5,830万円で、前年度費62.6%の減を見込んでいます。

第5条では企業債について、第6条では一時借入金の限度額を定めています。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができるのは、営業費用

と営業外費用と規定しています。

第8条、職員給与費1,001万6,000円を流用する場合は、議会の議決を経なければなりません。

続きまして、平成28年度工業用水道事業会計実施計画書の3ページ、予定キャッシュフロー計算書をごらんください。

下から3行目、今年度の資金減少額を112万5,959円と見込み、資金期末残高は7,199万5,509円となる予定です。

次の4ページから6ページにかけて給与費明細書をお示ししておりますので、後ほどごらんください。

8ページには、平成27年度の予定損益計算書をお示ししています。収支差引きで下から3行目、27年度純利益を25万6,959円の損失と見込んでいます。

次に、9ページをごらんください。

平成27年度末の予定貸借対照表では、下から4行目の現金預金が7,312万1,468円に、11ページの上から5行目の当年度純利益が25万6,959円の損失になる見込みです。

次に、13ページをごらんください。

平成28年度末の予定貸借対照表では、下から4行目の現金預金が7,199万5,509円になり、資産合計、9億2,153万7,582円に、15ページの上から5行目の当年度純利益が138万600円の損失になる見込みです。16ページには財務諸表等に係る注記をお示ししています。

また、資料、議案第35号として、実施計画に係る積算内訳を示した資料を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、議案第35号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第36号、平成28年度福崎町下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

第2条、業務の予定量につきましては、接続件数5,100件、年間総処理水量208万立方メートル、1日平均処理水量5,700立方メートルで、主な建設改良事業は、福崎工業団地污水管面整備事業に係る舗装本復旧や、駅東雨水幹線整備事業及び川すそ雨水幹線整備事業を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、下水道事業収益を11億7,300万円、下水道事業費用を11億8,730万円と見込んでいます。

第4条、資本的収入及び支出の収入が不足する額3億6,670万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額57万2,000円及び当年度分損益勘定留保資金3億6,612万8,000円で補填するものとします。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入を3億3,050万円、資本的支出を6億9,720万円と見込んでいます。

また、第4条の2としまして、平成28年3月31日をもって閉鎖する特別会計で生じた未収金及び未払金を公営企業会計に引き継ぐため、特例的収入として未収金1,291万9,000円、特例的支出として未払金3,916万5,000円を計上しています。

第5条で企業債について、第6条で一時借入金の限度額を定めています。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができるのは、営業費用と営業外費用とします。

第8条、職員給与費7,322万円を流用する場合は、議会の議決を経なければ

ばなりません。

第9条、下水道事業運営等のため、一般会計から補助を受ける金額は5,427万6,000円です。

第10条、棚卸資産の購入限度額は100万円とします。

続きまして、平成28年度下水道事業会計実施計画書の3ページ、予定キャッシュフロー計算書をごらんください。

下から3行目、今年度の資金減少額を351万5,000円と見込み、資金期末残高は2,273万1,000円となる予定です。

次の4ページから6ページにかけて給与費明細書をお示ししておりますので、後ほどごらんください。

次に、7ページをごらんください。

予定開始貸借対照表として、公営企業会計に移行した時点での財政状況をお示ししています。

資産について、有形固定資産や基金、流動資産など、203億3,625万2,644円、負債は企業債や長期前受金で194億4,770万8,630円、資本については自己資本金と資本剰余金で8億8,854万4,014円を見込んでいます。

次に、9ページの平成28年度末予定貸借対照表では、下から5行目の現金預金が2,273万1,000円になり、資産合計で197億7,730万2,644円に、11ページの下から4行目、当年度純利益は1,208万7,000円の損失になる見込みです。

12ページ、13ページには財務諸表等に係る注記を、14ページ以降には実施計画明細書をお示ししています。

また、議案第34号資料として、実施計画に係る事業ごとの内訳を示した資料を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、議案第36号の説明を終わらせていただきます。

3議案ともよろしくご審議を賜り、ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

日程第45 議案第37号 福崎町道路線の廃止及び認定について

議長 日程第45、議案第37号、福崎町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

まちづくり課長 議案第37号、福崎町道路線の廃止及び認定について、ご説明申し上げます。

当議案は道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、福崎町道路線を別紙のとおり廃止及び認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

現在、整備を進めています福崎駅周辺整備に合わせ、駅南幹線の起点を変更しようとするもので、現在の駅南幹線を廃止し、起点を変更し、駅南幹線として認定をしようとするものです。

別紙をごらんください。認定する路線の種類及び路線名は1級駅南幹線です。

廃止する路線につきましては、議案第37号資料1ページをごらんください。

起点は、福田字中溝302番53地先から、終点は福崎新字因幡口62番4地先までです。延長は644.45メートル、幅員は13.1メートルから20.7メートルでございます。

次に、認定する路線でございます。資料２ページをごらんください。

起点は、福崎町字中溝２９８番１４地先から、終点は福崎新字因幡口６２番４地先までです。延長は７６８．２７メートル、幅員は１３．１メートルから２０．７メートルでございます。

以上、議案第３７号、福崎町道路線の廃止及び認定についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますよう、お願いいたします。

日程第４６ 発議第１号 福崎町議会基本条例の一部を改正する条例について

議長 日程第４６、これから委員会提出議案に対する提案内容の説明を求めてまいります。

発議第１号、福崎町議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を、議会運営委員長に求めます。

議会運営委員長 発議第１号、福崎町議会基本条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議会基本条例第２２条では、町民の暮らしに多大な影響を与える計画には、議会が責任を持ってかわっていくということで、議決事項を追加しております。

福崎町総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定されたもので、急速な少子高齢化の進展に対応し、人口減少に歯どめをかけ、活力ある地域社会を維持していくための戦略であります。福崎町第５次総合計画で、平成３５年度には人口１万９，５００人を維持するということで目標を掲げており、その実現のための雇用創出、結婚、出産、子育て、まちづくりなど、政策全般にわたる基本目標と重点取り組みを定める福崎町総合戦略は町民の暮らしとその将来の大きく影響を与えるものであります。

よって、福崎町総合戦略を議会基本条例第２２条の議決事項に追加しようとするものであります。

なお、この条例は、公布日から施行するとしております。

以上、地方自治法第１０９条第６項及び福崎町議会会議規則第１４条第３項の規定により提出をいたします。

議員各位におかれましては、議案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

日程第４７ 請願第１号 「衆議院の小選挙区制を廃止し抜本的な選挙制度改革を求める意見書の提出」に関する請願

議長 日程第４７、請願第１号、「衆議院の小選挙区制を廃止し抜本的な選挙制度改革を求める意見書の提出」に関する請願を議題といたします。

本請願について、紹介議員に説明を求めます。

石野光市議員 請願書の文面を読み上げて、説明としたいと思います。

衆議院の小選挙区制を廃止し、抜本的な選挙制度改革を求める意見書の提出に関する請願、請願趣旨、衆議院選挙に小選挙区制度が導入されたから２０年余を経過しました。

この制度は政権交代を可能にする制度と言われましたが、４割台の得票率で７割台の議席獲得が可能になるなど、比較第１党に不当に有利な結果をもたらし、

民意と議席数に大きな乖離が生じる問題があること、議席に結びつかない死票が5割を超える例が多く生まれるという弊害が広く指摘されており、有権者の政治離れと政治の劣化を招いているといえます。

平成8年、1996年の小選挙区制の実施から、平成26年、2014年までの間、7回衆議院選挙で小選挙区制の選挙が行われましたが、政党別の得票率と議席占有率の重大な乖離が常に起こっています。

日本国憲法は、日本国民は正当に選挙された国会における代表を通じて行動し、国会は国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関であるとし、主権者が国会議員を正当に選挙することを基準としています。

国会は国民の多様な意思をくみ上げ、十分な審議を民主的に尽くす使命を持った国権の最高機関です。今こそ民意をより正しく反映する選挙制度に抜本的に改めることが急務となっています。

以上の理由から、以下の要望が実現するよう、地方自治法第99条の規定により、国の関係機関へ意見書を提出いただくようお願いします。

請願事項1、小選挙区制を直ちに廃止すること、2、民意が反映される選挙制度に早急に改めること、以上であります。

議員諸兄の慎重な審議の上に賛同を賜りますよう、お願いいたします。

議長 以上で、本定例会1日目の日程は終わりました。

なお、次の本会議は3月8日、午前9時30分から再開いたします。

それでは、本日はこれをもって散会をいたします。お疲れさまでした。

散会 午後4時21分